第５期安城市障害福祉計画
第１期安城市障害児福祉計画
（案）

平成 29 年 11 月

もくじ

第１章　計画の概要

1　計画策定の背景・趣旨 ―― 1
2　基本指針 ―― 3
3　計画の期間 ―― 6
4　計画の策定体制 ―― 6
5　障害者総合支援法のサービス体系 ―― 9

第２章　障害者等の状況

1　障害者手帳所持者数 ―― 10
2　自立支援サービス利用者 ―― 11
3　特別支援学校高等部在籍生徒数 ―― 12

第３章　基本指針に基づく目標値

第１節　障害福祉計画の目標 ―― 13

1　基本指針の目標設定の考え方 ―― 13
2　第４期計画の目標値と実績（見込み） ―― 14
3　第５期計画の目標値 ―― 16

第２節　障害児福祉計画の目標 ―― 18

1　基本指針の目標設定の考え方 ―― 18
2　第１期計画の目標値 ―― 19

第４章　障害福祉サービスの見込みと確保策

1　訪問系サービス ―― 20
2　日中活動系サービス ―― 22
3　居住系サービス ―― 31
4　相談支援 ―― 33

第５章　地域生活支援事業の見込みと確保策

1　必須事業 ―― 36
2　任意事業 ―― 44
3　地域生活支援促進事業 ―― 48

第６章　障害児支援の見込みと確保策

1　障害児通所支援 ―― 50
2　障害児相談支援 ―― 55
3　子ども・子育て支援 ―― 56

計画の推進

1　市民参加と協働の推進 58
2　関係機関との連携 58
3　計画の推進と評価 58

資　　料

Ⅰ　障害者福祉に関するアンケート

1　調査の概要 60
2　基本属性 61
3　日中の過ごし方 64
4　働いていない理由 66
5　これからの生活 67
6　卒業後の生活 69
7　サービスの利用 70
8　障害児のサービス 73

Ⅱ　第１期安城市障害児福祉計画の策定に係るアンケート

1　調査の概要 75
2　児童発達支援利用児 75
3　放課後等デイサービス利用児 77

Ⅲ　用語解説

1　用語 79
2　障害保健福祉圏域 82

第1章　計画の概要

1　計画策定の背景・趣旨

(1)　障害福祉計画・障害児福祉計画の策定

本市では、平成26年度に「わかりあい　みとめあい　ささえあう　～みんなしあわせ　安城市～」を基本理念（テーマ）として、「第４次安城市障害者計画」および「第４期安城市障害福祉計画」を一体的に「安城市障害者福祉計画」として策定して、各種施策を推進しています。

この数年間においては、地域生活支援拠点の面的整備、住まいとしてのグループホームの整備等が進んでいます。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」といいます。）に基づく「障害福祉計画」は３年ごとに見直すこととなっており、第４期計画は平成29年度に目標年度を迎えることから、計画の評価を行うともに新たな課題について検討し、計画の見直しを行うこととしました。

また、児童福祉法において、障害児通所支援等の提供体制を整備し、サービスの円滑な実施を確保するため「市町村障害児福祉計画」の策定が義務付けられたことから、「第５期市安城市障害福祉計画」と「第１期安城市障害児福祉計画」を一体的に策定することとしました。

(2)　障害者総合支援法施行３年後の見直し

平成25年４月に施行された障害者総合支援法の附則では、施行後３年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされていました。

平成27年12月、国の社会保障審議会障害者部会において、「障害者総合支援法施行３年後の見直しについて」がまとめられ、これを踏まえて平成28年６月には障害者総合支援法、児童福祉法の改正法が公布されました。見直しの概要は次のとおりです。

◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）

（平成 28 年６月３日公布）

１．障害者の望む地域生活の支援
- (1)　地域生活を支援する「自立生活援助」の創設
- (2)　就労定着に向けた支援を行う「就労定着支援」の創設
- (3)　重度訪問介護の訪問先の拡大
- (4)　高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用

２．障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
- (1)　居宅訪問により児童発達支援を提供する「居宅訪問型児童発達支援」の創設
- (2)　保育所等訪問支援の支援対象の拡大
- (3)　医療的ケアを要する障害児に対する支援
- (4)　障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画）

３．サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
- (1)　補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
- (2)　障害福祉サービス等の情報公表制度の創設
- (3)　自治体による調査事務・審査事務の効率化

施行期日：平成 30 年４月１日（2.(3)については平成 28 年６月３日）

(3)　計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」および児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

図表１－１　計画の位置づけイメージ図

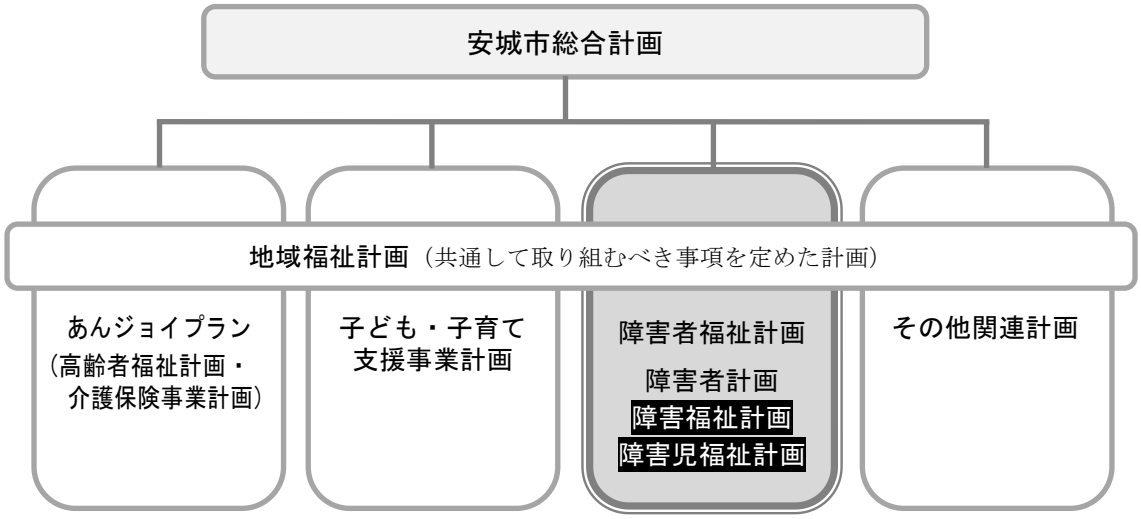

2　基本指針

障害者総合支援法、児童福祉法の改正等を踏まえ、これまでの「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が全部改正され、第５期障害福祉計画・第１期障害児福祉計画の策定にかかる「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「基本指針」といいます。）が告示されました。

＜基本指針のポイント＞

【基本指針の見直しの主なポイント】
- 地域における生活の維持及び継続の推進
- 就労定着に向けた支援
- 地域共生社会の実現に向けた取組
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- 発達障害者支援の一層の充実

【成果目標】
①福祉施設の入所者の地域生活への移行
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】
③地域生活支援拠点等の整備
④福祉施設から一般就労への移行等
⑤障害児支援の提供体制の整備等【新たな項目】

【その他の見直し】
- 障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- 難病患者への一層の周知
- 障害者の芸術文化活動支援
- 障害を理由とする差別の解消の推進
- 意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方　等

基本指針に基づき、次の考え方のもと、障害福祉サービス等および障害児通所支援等の整備を推進します。

(1)　障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害者総合支援法においては、障害者および障害児（以下「障害者等」といいます。）が日常生活または社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないこと並びに社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行わなければならない旨を基本理念に掲げています。

児童福祉法においては、平成28年の改正により、その理念が示されています。

1）全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

2）全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努める。

3）児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

4）国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

本市では、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえるとともに、インクルージョンの理念のもと、障害者等が自ら居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等および障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 地域生活への移行の推進と地域生活の継続の支援

障害者等の自立支援の観点から、入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援といった課題に対応した、共同生活援助、地域移行支援等の充実等、サービス提供体制の整備を推進します。さらに、障害者等の生活を地域全体で支える体制を整備するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用していきます。

特に、地域生活支援拠点等の整備にあたっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域での生活に係る相談、一人暮らしの体験の機会・場の提供、緊急時の短期入所の受入、地域で見守り等を行うコーディネーターの配置による地域の体制づくりを行う機能等が求められており、障害者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能の追加・充実を図っていきます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を促進します。さら

に、福祉施設から一般就労への移行のみならず、特別支援学校卒業生や離職者に対する就職の支援、障害者に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ること等、障害者雇用全体についての取り組みを、関係機関、サービス提供事業者等と協力して進めます。

同時に、障害者の多様なニーズに応えられるよう、福祉施設における雇用の場の拡大を図ります。

(4)　地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、次のような取組等を計画的に推進します。

1）　地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作り

2）　地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取組

3）医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築

(5)　相談支援体制の充実

障害者等が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が重要です。

障害福祉サービスの利用にあたって作成されるサービス等利用計画については、支給決定に先立ち必ず作成されるよう、引き続き体制の確保に努めます。また、基幹相談支援センターを核とした相談のネットワークの構築を図ります。

(6)　障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市を、障害児入所支援については県を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の適切な支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

3　計画の期間

これらの計画の期間は、平成30年度から2020年度までの３年間とします。

図表１－２　計画の期間

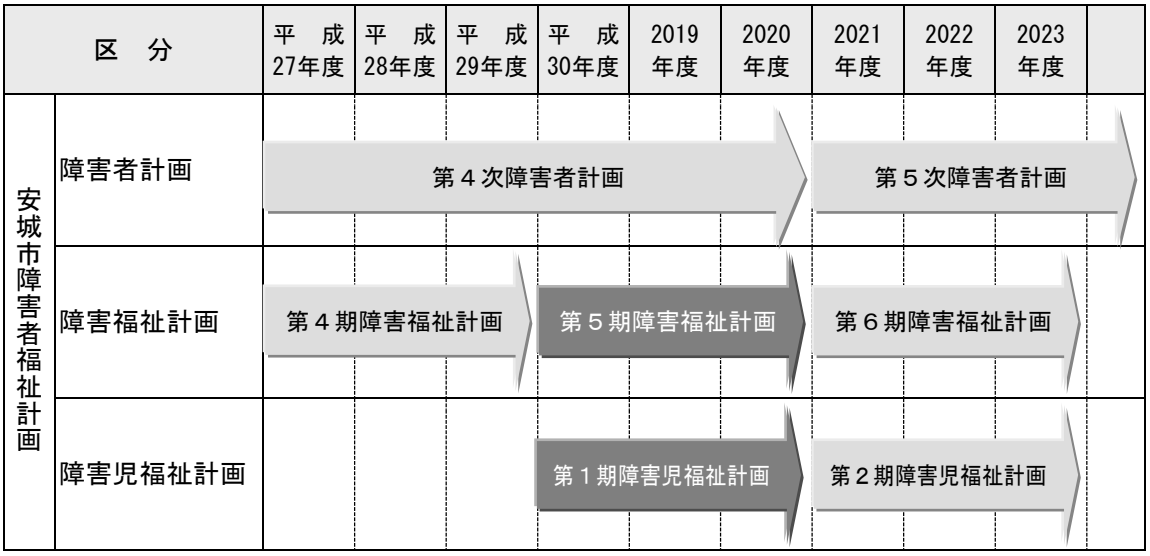

4　計画の策定体制

障害者等の当事者のニーズ、関係団体、サービス事業者、市民からの意見を得ながら計画を策定するため、次の協議の場や意見を聞く機会を設けました。

(1)　障害者福祉計画策定委員会

障害者等やその家族等の当事者団体の代表、福祉・地域・医療・保健・教育・就労に関係する団体の代表者、公募市民で構成する「障害者福祉計画策定委員会」において、計画についての協議を行いました。

(2)　関係団体等懇話会

次の関係団体の協力を得て懇話会を開催しました。書面および意見交換により、障害者等の現状と課題についての意見、計画に対する提案等をいただきました。

図表１－３　関係団体等懇話会の構成団体

安城市身体障害者福祉協会
安城市心身障がい児を持つ親の会「ひまわり会」
安城市手をつなぐ親の会
精神障害者安城地域家族会「ぶなの木会」
愛知県立岡崎特別支援学校
愛知県立安城特別支援学校
社会福祉法人 ぬくもり福祉会
社会福祉法人 聖清会
社会福祉法人 ポテト福祉会
社会福祉法人 ぶなの木福祉会
社会福祉法人 観寿々会
特定非営利活動法人 育て上げネット中部虹の会
安城市ボランティア連絡協議会

(3)　安城市自立支援協議会

計画の進捗状況の報告を行いました。また、アンケート調査の調査項目に対する意見や障害者福祉計画策定に対する意見等をいただきました。

図表１－４　策定体制図

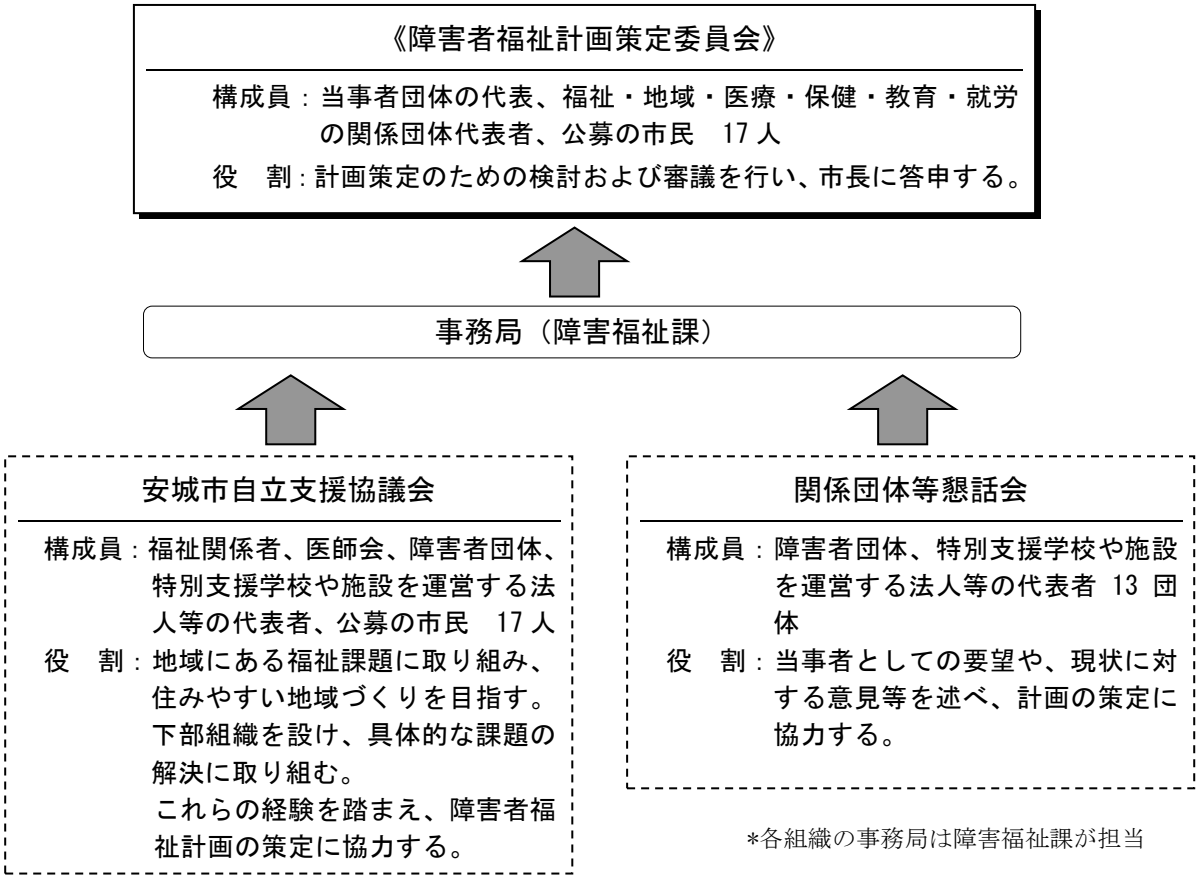

*各組織の事務局は障害福祉課が担当

⑷　アンケート調査

①　障害者福祉に関するアンケート

計画策定に先立ち、障害者等に対し、健康状態、支援者の状況、住まいの状況、日中の過ごし方、サービスの利用意向・改善点、外出の状況、相談等について、アンケート調査（1,500人、無作為抽出）を実施しました。調査期間は平成29年２月14日～２月28日です。

②　第1期安城市障害児福祉計画の策定に係るアンケート

障害児の保護者に対し、保育園・幼稚園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の利用状況・利用意向等について、各事業所を通してアンケート調査（225人、無作為）を実施しました。調査期間は平成29年９月15日～９月22日です。

これらの調査結果の概要は、巻末資料に掲載しています。

5　障害者総合支援法のサービス体系

障害者総合支援法によるサービスは、障害者等の支援の必要の度合や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。自立支援給付には「介護給付」（①～⑨）と「訓練等給付」（⑩～⑮）があります。

なお、⑬就労定着支援、⑭自立生活援助は、平成28年の法改正により制度化されたサービスであり、平成30年度から開始されます。

図表１－５　障害者総合支援法のサービス体型

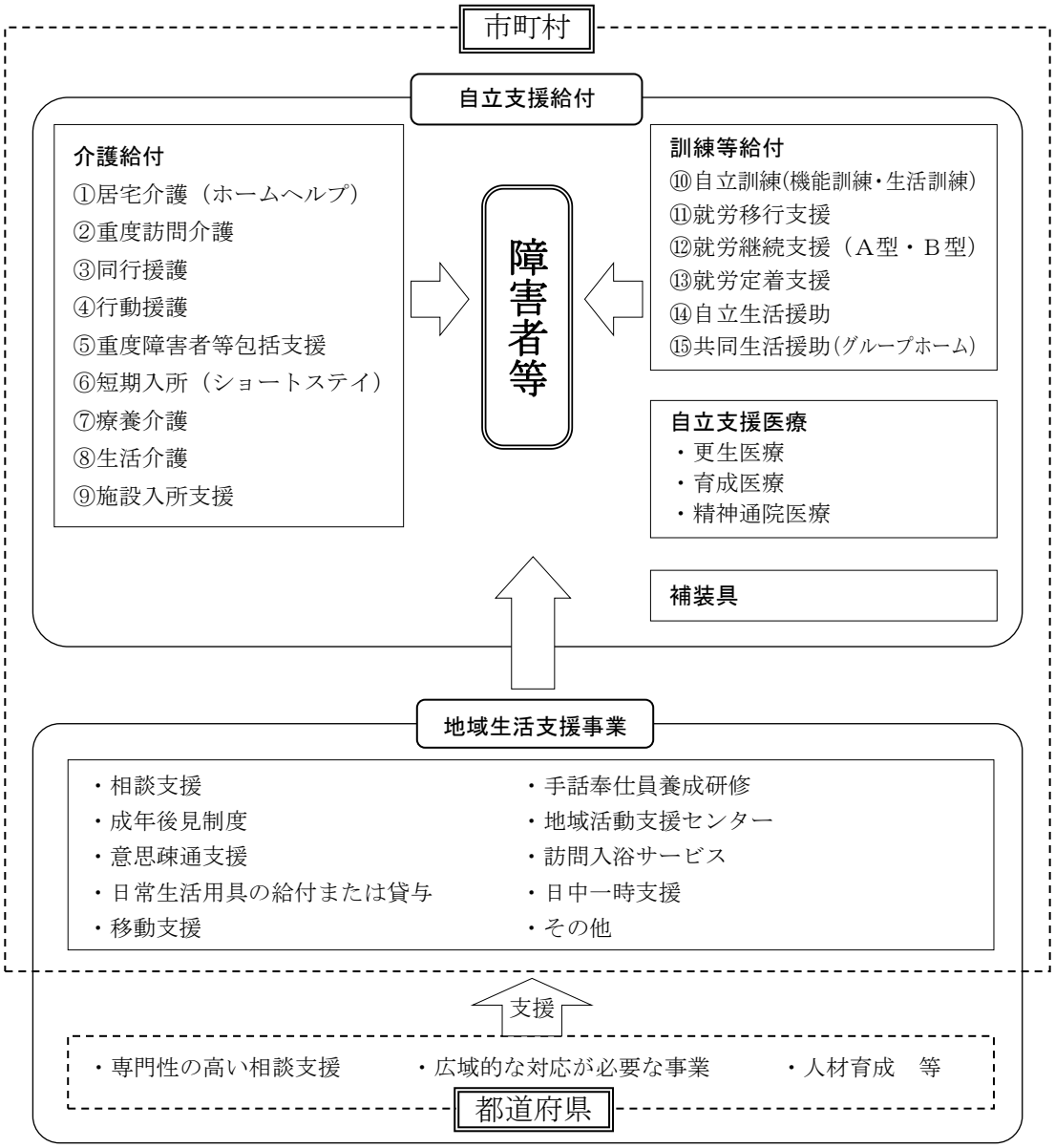

第2章　障害者等の状況

1　障害者手帳所持者数

(1)　安城市の人口

平成29年４月現在の人口は187,192人となっており、増加傾向にあります(○)。

安城市の人口（各年度の４月１日現在）

年　度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人　口（人）	185,179	186,104	187,192

(2)　身体障害者手帳所持者数

平成29年４月現在の身体障害者手帳所持者数は5,022人です。平成28年度までは増加を続けていましたが、平成29年は減少に転じ、前年を17人下回りました（○）。

身体障害者手帳所持者数（各年度の４月１日現在）

年　度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
所持者数（人）	4,809	5,039	5,022

(3)　療育手帳所持者数所持者数

平成29年４月現在の療育手帳所持者数は1,264人となっており、増加傾向にあります（○）。

療育手帳所持者数（各年度の４月１日現在）

年　度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
所持者数（人）	1,159	1,214	1,264

(4)　精神障害者保健福祉手帳所持者数

平成29年４月現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は1,118人となっており、増加傾向にあります（○）。

精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年度の４月１日現在）

年　度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
所持者数（人）	960	1,061	1,118

２　自立支援サービス利用者

(1)　障害支援区分認定者

障害者総合支援法の障害支援区分は、区分１～６となっています。平成29年10月現在の認定者は648人です。この合計数は、３つの障害者手帳所持者の合計の8.8%です。知的障害者は比較的高く、30%を超えています（0）。

障害福祉サービスのうち、図表２－６のサービスの利用には障害支援区分認定審査会により、障害支援区分の認定を受ける必要があります。

障害支援区分認定の状況（平成29年10月１日現在）

区　分	低い ← 支援の必要度 → 高い						合　計	
	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６	人数	手帳所持者に占める割合
身　体（人）	4	13	29	18	16	84	164	3.3%
知　的（人）	9	32	66	111	100	75	393	31.1%
精　神（人）	4	33	39	10	2	0	88	7.9%
難　病（人）	0	0	1	0	1	1	3	
合　計（人）	17	78	135	139	119	160	648	8.8%
＜参考＞平成26年	15	91	129	113	88	119	555	8.2%

障害支援区分認定が必要なサービス

サービス名	対象区分等	サービス名	対象区分等
居宅介護	区分１以上（通院等介助（身体介護を伴う）は区分２以上）	生活介護	区分３以上（50歳以上は区分２以上）
重度訪問介護	区分４以上（他に該当条件あり）	療養介護	区分５以上（他に該当条件あり）
同行援護	区分２以上（他に該当条件あり）	短期入所	区分１以上
行動援護	区分３以上（他に調査項目あり）	施設入所支援	区分４以上（50歳以上は区分３以上）
重度障害者等包括支援	区分６（他に該当条件あり）		

(2)　障害福祉サービス支給決定者

障害福祉サービスを利用するためには、サービスの支給決定と障害福祉サービス受給者証の交付を受けなければなりません。障害福祉サービス支給決定者数は年々増加を続け、平成29年度には1,300人を超えています。

障害福祉サービス支給決定者数の推移（各年度の10月１日現在）

区　　分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人　　数（人）	1,184	1,279	1,353

(3)　地域生活支援事業支給決定者

地域生活支援事業のうち、移動支援事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター（Ⅱ型）事業および訪問入浴サービス事業を利用するためには、サービスの支給決定を受けなければなりません。地域生活支援事業支給決定者数は、障害福祉サービス支給決定者の50%程度となっています。

地域生活支援事業支給決定者数の推移（各年度の10月１日現在）

区　　分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人　　数（人）	569	603	630

3　特別支援学校高等部在籍生徒数

特別支援学校高等部へ通っている安城市在住の生徒数は100人です。毎年、自立支援協議会を通して、卒業後の進路希望についてアンケート調査を行っています。

特別支援学校高等部在籍生徒数（平成29年５月１日現在）

区　　分	１　年	２　年	３　年	計
安城特別支援学校（人）	21	30	16	67
岡崎特別支援学校（人）	5	0	4	9
岡崎盲学校（人）	2	0	1	3
岡崎聾学校（人）	1	1	0	2
愛知教育大学付属特別支援学校（人）	1	0	1	2
その他（人）	11	1	5	17
合　計（人）	41	32	27	100

第３章　基本指針に基づく目標値

第１節　障害福祉計画の目標

1　基本指針の目標設定の考え方

障害者等の自立支援の観点から、国の基本指針に基づき平成32年度を目標年度として、次の項目について目標値を設定します。

(1)　福祉施設の入所者の地域生活への移行

図表３－１　福祉施設の入所者の地域生活への移行

項　　目	考　え　方
①地域生活移行者の増加	平成28年度末時点の施設入所者数の９％以上が地域生活へ移行することを基本とする
②施設入所者の削減	平成28年度末時点の施設入所者数を２％以上削減することを基本とする

（注）地域生活への移行とは、グループホームや一般住宅等への移行をさします。

(2)　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

図表３－２　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項　　目	考　え　方
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする

（注）１　医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましい。
　　２　単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

(3)　地域生活支援拠点等の整備

図表３－３　地域生活支援拠点等の整備

項　　目	考　え　方
地域生活支援拠点等の整備	各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする

(4)　福祉施設から一般就労への移行等

図表３－４　福祉施設から一般就労への移行等

項　　目	考　え　方
①福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加	平成28年度の移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする
②就労移行支援事業の利用者の増加	平成28年度末における利用者数を２割以上増加させることを目指すものとする
③就労移行支援事業所の就労移行率の増加	就労移行率が３割以上の事業所を全体の５割以上とすることを目指すものとする
④職場定着率の増加	就労定着支援開始１年後の職場定着率を８割以上とすることを基本とする

（注）一般就労とは、一般企業への就職、在宅就労、自ら起業することをいいます。

2　第４期計画（前期計画）の目標値と実績（見込み）

(1)　福祉施設の入所者の地域生活への移行

①　平成29年度末までに、平成25年度末の施設入所者数96人のうち、12人（12.5%）が地域生活へ移行するものとしていましたが、４人（4.2%）となる見込みです。

②　平成29年度末時点の施設入所者数は89人の見込みであり、平成25年度末の96人から７人（7.6%）減少します。4人（4.2%）の減少を目標としていましたので目標を達成します。

図表３－５　福祉施設入所者の地域生活への移行数の目標値と実績（見込み）

項　　目	平成29年度末（見込み）	目標値
①地域生活への移行者数（人）	4	12
②削減見込（人）	7	7

(2)　地域生活支援拠点等の整備

平成29年度末までに、西三河南部西圏域内に地域生活支援拠点等を１か所整備することを目標としていましたが、平成29年４月に市単独で、市内の事業所が連携して機能を担うかたち（面的整備）により事業を開始しました。

図表３－６　地域生活支援拠点等の目標値と実績

項　　目	平成29年度末	目標値
地域生活支援拠点等（か所）	1	1

(3)　福祉施設から一般就労への移行等

①　福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する人については、24人を目標としていましたが、14人の見込みです。

図表３－７　福祉施設から一般就労への移行の目標値と実績（見込み）

項　　目	平成29年度末（見込み）	目標値
年間一般就労移行者数（人）	14	24

②　就労移行支援事業の利用者数

平成29年度の就労移行支援事業利用者を53人とすることを目標としていましたが、43人の見込みです。

図表３－８　就労移行支援事業の利用者数の目標値と実績（見込み）

項　　目	平成29年度末（見込み）	目標値
就労移行支援事業の利用者数（人）	43	53

③　就労移行支援事業所の就労移行率

就労移行支援全体の５割以上の事業所が、就労移行率３割以上を達成することを目指しましたが、就労移行率3割以上は33％（1事業所）の見込みです。

図表３－９　就労移行率が３割以上の事業所の割合の目標値と実績（見込み）

項　　目	平成29年度末（見込み）	目標値
就労移行率が３割以上の事業所の割合	33%	50%以上

3　第５期計画（今期計画）の目標値

(1)　福祉施設の入所者の地域生活への移行

入所施設における集団的生活から、障害者それぞれの状態やニーズに合わせた支援を充実させ、障害者の希望と自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移行を促進します。

① 平成32年度末までに、平成28年度末の施設入所者数89人のうち、９人（10.1%）が地域での生活に移行することを目標とします。

② 平成32年度末時点の施設入所者数は、平成28年度末の施設入所者89人から87人へ２人（2.2%）減少することを目標とします。

図表３－10　福祉施設入所者の地域生活への移行数の目標値

項　　目	目標値
①地域生活への移行者数（人）	9
②削減見込（人）	2

(2)　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目的として、平成32年度末までに、保健、医療、福祉関係者等による協議の場を、近隣市で共同で設置することを目標とします。

(3)　地域生活支援拠点等の整備

平成29年４月に、市単独で面的整備として事業開始しましたが、今計画期間は機能の充実（①～③）・追加（④、⑤）を図っていきます。

図表３－11　地域生活支援拠点等のイメージ図

(4)　福祉施設から一般就労への移行等

①　福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

福祉施設から一般就労へ移行する人については、平成32年度中の移行者数は平成28年度の移行者数14人の1.5倍の21人を目標とします。就労移行支援事業などの推進により、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行に努めます。

図表３－12　福祉施設から一般就労への移行の目標値

項　　目	平成28年度	目標値
年間一般就労移行者数（人）	14	21

②　就労移行支援事業の利用者の増加

平成32年度の就労移行支援事業利用者数を、平成28年度末における利用者数43人から2割以上増加する52人とすることを目標とします。

図表３－13　就労移行支援事業の利用者数の目標値

項　　目	平成28年度末	目標値
就労移行支援事業の利用者数（人）	43	52

③　就労移行支援事業所の就労移行率の増加

就労移行支援事業所のうち、就労移行率が３割以上の事業所を全体の５割以上とすることを目指します。

図表３－14　就労移行支援事業所の就労移行率の目標値

項　　目	目標値
就労移行率が３割以上の事業所	50%以上

④　職場定着率の増加

就労定着支援事業の利用を開始した時点から１年後の職場定着率を８割以上とすることを目指します。

図表３－15　職場定着率に係る目標値

項　　目	目標値
就労定着支援事業の利用開始時点から１年後の職場定着率	80%以上

第２節　障害児福祉計画の目標

1　基本指針の目標設定の考え方

障害児の健やかな育成の発達支援を図るため、国の基本指針に基づき、次の項目について目標値を設定します。

(1)　児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

図表３－16　児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

項　　目	考　え　方
①児童発達支援センターの設置	平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１か所以上設置することを基本とする
②保育所等訪問支援の充実	平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする

(2)　主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

図表３－17　主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

項　　目	考　え　方
①主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	平成32年度末までに、各市町村に少なくとも１か所以上確保することを基本とする
②主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	平成32年度末までに、各市町村に少なくとも１か所以上確保することを基本とする

(3)　医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

図表３－18　医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

項　　目	考　え　方
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	平成30年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする

2　第１期計画の目標値

(1)　児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

①　児童発達支援センターの設置

「（仮称）子ども発達支援センター」は、現在、療育センターで行っている親子・集団遊びを通したグループ療育をはじめ、保健センター、教育センター、社会福祉会館で行っている発達に関する相談・療育支援、サルビア学園の通所支援を集約した施設です。

保護者が発達に遅れや心配がある子どもの相談の一歩を踏み出し、18歳まで継続した相談や支援を受けられるよう、ライフステージに応じた支援を提供します。また、知的に遅れはないものの発達に遅れや偏りがあり、生活のしづらさを感じ、悩みを抱えている親子を支援するための事業を新たに実施します。

②　保育所等訪問支援の充実

「（仮称）子ども発達支援センター」の開所に併せて実施体制を整えます。

(2)　主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保することを目標とします。

図表３－19　重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所

項　　目	目標値
③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数（か所）	1

図表３－20　重症心身障害児を支援する課後等デイサービス事業所

項　　目	目標値
②主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数（か所）	1

(3)　医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

市単独での設置が困難な場合には、県が関与したうえでの、圏域の設置であっても差し支えないとされていることから、平成30年度末までに圏域において、「愛知県三河青い鳥医療療育センター」を中心とした保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置について、県に働きかけをしていきます。

第４章　障害福祉サービスの見込みと確保策

障害福祉サービスは、障害者等が住み慣れた地域で生活するための、日常生活や社会生活の総合的な支援を目的としており、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスおよび相談支援になります。

平成28年6月の障害者総合支援法の改正により「自立生活援助」と「就労定着支援」が新たに追加され、平成30年4月1日から適用されます。

なお、第５期障害福祉計画においては、都道府県が算定した「長期入院患者の地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）」を勘案してサービス等の見込みを定めることとされており、この基盤整備量を参考に見込み量を算定しています。

1　訪問系サービス

訪問系サービスとは、次の５つのサービスをいいます。

(1)　居宅介護

障害者等に居宅において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事ならびに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。

(2)　重度訪問介護

重度の肢体不自由・知的障害・精神障害のため、行動に著しい困難があり、常時介護を必要とする人に、居宅において入浴、食事等の介護や調理、掃除等の家事および相談、助言その他の生活全般にわたる援助ならびに外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。なお、平成30年度から、医療機関への入院時も一定の支援を受けることが可能となります。

(3)　同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難がある障害者等の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護等必要な援助を行うサービスです。

(4)　行動援護

知的障害または精神障害により行動に著しい困難があり、常時介護を必要とする障害者等について、行動する際の危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護、排せつおよび食事等の介護等必要な援助を行うサービスです。

(5)　重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害者等で、意思疎通を図ることに著しい支障があり、四肢の麻痺および寝たきりの状態ならびに知的障害または精神障害により行動に著しい困難があるものに、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援および共同生活援助を包括的に提供するサービスです。

◆サービスの利用状況

平成28年度の実績は、全体的に計画を下回っていますが、サービス等利用計画の作成率100%を達成したことで、サービスを必要とする方に対し、適正な支給がなされています。

市内の事業所数は平成29年10月1日現在、居宅介護が１４事業所、重度訪問介護が１４事業所、同行援護が８事業所、行動援護が３事業所です。重度障害者等包括支援事業所はありません。

アンケート結果によると、訪問系サービスの利用については、身体障害者、知的障害者、精神障害者の居宅介護、精神障害者の行動援護などの利用意向が高くなっていることから、今後もサービス利用の増加に応じた供給量の確保と質の維持を図る必要があります。

図表４－１　訪問系サービスの第４期計画と実績（見込み）

区　　分			平成27年度		平成28年度		平成29年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利　用　者　数（人／月）			163	172	174	181	184	188
利用延時間数（時間／月）			3,443	3,143	3,742	3,154	4,022	3,104
内訳	居宅介護	利　用　者　数（人／月）	133	139	141	147	148	150
		利用延時間数（時間／月）	2,527	2,524	2,679	2,487	2,812	2,465
	重度訪問介護	利　用　者　数（人／月）	5	5	6	5	7	4
		利用延時間数（時間／月）	615	310	738	345	861	280
	同行援護	利　用　者　数（人／月）	12	13	13	13	14	13
		利用延時間数（時間／月）	132	129	143	141	154	127
	行動援護	利　用　者　数（人／月）	13	15	14	16	15	21
		利用延時間数（時間／月）	169	180	182	181	195	232

◆サービスの見込量

訪問系サービスの見込量は、第４期計画期間の実績をもとに算定しました。重度訪問介護については、訪問先が拡大されたことを勘案して算定しました。

図表４－２　訪問系サービスの見込量

区　　分			平成30年度	2019年度	2020年度
利　用　者　数（人／月）			194	200	206
利用延時間数（時間／月）			3,241	3,381	3,522
内訳	居宅介護	利　用　者　数（人／月）	153	156	159
		利用延時間数（時間／月）	2,509	2,558	2,608
	重度訪問介護	利　用　者　数（人／月）	5	6	7
		利用延時間数（時間／月）	350	420	490
	同行援護	利　用　者　数（人／月）	14	15	16
		利用延時間数（時間／月）	140	150	160
	行動援護	利　用　者　数（人／月）	22	23	24
		利用延時間数（時間／月）	242	253	264

◆見込量の確保策

今後、全てのサービスについて利用量の増加が見込まれるため、サービス提供事業者に対し、サービスの拡充および質的向上を図るよう働きかけていきます。

また、従業者は資格が必要であるため、資格取得のための従業者養成研修等への参加および専門的人材の確保に努めるよう働きかけていきます。

なお、重度訪問介護については訪問先が拡大され、日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障害者が医療機関に入院した場合にも、医療従事者に本人に合った環境や生活習慣、特殊な介護方法について伝えるなど、一定の支援が受けられるようになったことから、これらの周知を図ります。

2　日中活動系サービス

(1)　生活介護

障害支援区分が一定以上の常時介護を必要とする障害者について、障害者支援施設等で主として昼間において、入浴、排せつまたは食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供その他の身体機能または生活能力の向上のための援助を行うサービスです。

◆サービスの利用状況

第4期計画期間の実績は、計画をやや下回っています。市内事業所は13事業所で、定員は398人です。

アンケート結果によると、生活介護は日中活動系サービスの中では就労継続支援Ａ型に次いで充実・改善の希望が多くなっています。また、知的障害者の利用が高くなっています。

図表４－３　生活介護の第４期計画と実績（見込み）

区　　分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計　画	実　績	計　画	実　績	計　画	見込み
利 用 者 数（人／月）	358	355	365	357	370	368
利用延日数（人日／月）	7,160	6,678	7,300	6,733	7,400	6,954

図表４－４　市内の生活介護事業所（平成29年10月１日現在）

事　　業　　所	定員（人）
ぬくもりの家	40
ぬくもりの郷	20
ぬくもりワークス	60
まるくてワークス	60
ポテトハウス・ぽてと[2]	26
ハルナ	40
ラニハルナ	30
マイスペース・こだわりの店ロゼ	20
樹庵	12
angel-A	20
安城市身体障害者デイサービスセンター	20
バストマトズ	30
事業所 チャコール	20
合計	398

◆サービスの見込量

生活介護の利用者数は、第４期計画期間の実績、特別支援学校の生徒の卒業後の進路希望等を勘案して算定しました。

図表４－５　生活介護の見込量

区　　分	平成30年度	2019年度	2020年度
利 用 者 数（人／月）	379	387	399
利用延日数（人日／月）	7,201	7,353	7,581

◆見込量の確保策

市外の事業所の利用等広域的な対応により、増加するサービス利用量の確保に努めます。

(2) 自立訓練（機能訓練）

身体障害者や難病のある人に、障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション等の必要な支援を行うサービスです。

自立訓練（機能訓練）は、標準利用期間が1年6か月（頚椎損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある場合は3年間）と定められています。

◆サービスの利用状況

平成28年度以降の利用はありません。また、市内に事業所はありません。

図表４－６　自立訓練（機能訓練）の第４期計画と実績（見込み）

区　　分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計　画	実　績	計　画	実　績	計　画	見込み
利 用 者 数（人／月）	1	1	1	0	1	0
利用延日数（人日／月）	10	1	10	0	10	0

◆サービスの見込量

自立訓練(機能訓練)の利用者数は、第４期計画期間の計画値と同等にしました。

図表４－７　自立訓練（機能訓練）の見込量

区　　分	平成30年度	2019年度	2020年度
利 用 者 数（人／月）	1	1	1
利用延日数（人日／月）	10	10	10

◆見込量の確保策

市内に事業所がないため、市外の事業所の活用等、広域的な対応により必要なサービスの確保に努めます。

(3) 自立訓練（生活訓練）

知的障害者や精神障害者に、障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、入浴、排せつおよび食事等の日常生活に必要な訓練その他の必要な支援を行うサービスです。

自立訓練（生活訓練）は、標準利用期間が2年間（長期入院またはこれに類する事由のある場合は3年間）と定められています。

◆サービスの利用状況

第4期計画期間の実績は概ね計画どおりです。市内に事業所はありません。

図表４－８　自立訓練（生活訓練）の第４期計画と実績（見込み）

区　　分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計　画	実　績	計　画	実　績	計　画	見込み
利 用 者 数（人／月）	3	3	3	4	3	3
利用延日数（人日／月）	63	51	63	72	63	44

◆サービスの見込量

自立訓練（生活訓練）の利用者数は、第４期計画期間の実績をもとに算定しました。

図表４－９　自立訓練（生活訓練）の見込量

区　　分	平成30年度	2019年度	2020年度
利 用 者 数（人／月）	3	3	3
利用延日数（人日／月）	51	51	51

◆見込量の確保策

市内に事業所がないため、市外の事業所の活用等、広域的な対応により必要なサービスの確保に努めます。

(4)　就労移行支援

就労を希望する障害者に、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、求職活動や就職後における職場定着のための相談等の必要な支援を行うサービスです。

就労移行支援事業は、標準利用期間は２年間（資格取得を目的とする養成施設の場合は３年間または５年間）と定められています。

◆サービスの利用状況

利用者数、利用延日数ともに計画を下回っています。平成29年10月1日現在、市内の事業所は３事業所、定員は50人となっています。アンケート結果によると、精神障害者の利用意向が高くなっています。

図表４－10　就労移行支援の第４期計画と実績（見込み）

区　　分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計　画	実　績	計　画	実　績	計　画	見込み
利 用 者 数（人／月）	39	33	46	39	53	38
利用延日数（人日／月）	663	522	782	609	901	642

図表４－11　市内の就労移行支援事業所（平成29年10月１日現在）

事　　業　　所	定員（人）
アイエスエフネットライフ安城	20
障害者職業支援センターくるくる	20
くれよん	10
合計	50

◆サービスの見込量

就労移行支援の利用者数は、第４期計画期間の実績、社会資源の状況および国の基本指針を勘案して算定しました。

図表４－12　就労移行支援の見込量

区　　分	平成30年度	2019年度	2020年度
利 用 者 数（人／月）	42	47	52
利用延日数（人日／月）	706	790	874

◆見込量の確保策

市内の事業所が少ないため、市外の事業所の利用等、広域的な対応により必要なサービス確保に努めます。また、新しく制度化された就労定着支援と併せて、一般就労、就労定着を推進します。

(5)　就労継続支援Ａ型

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

◆サービスの利用状況

アンケート結果ではサービスの充実・改善の希望が多いことから、質の確保を図っていく必要があります。なお、就労継続支援Ａ型については、利用者に支払う賃金の総額以上の事業収益を確保すべきとする原則が明示されるなど、サービスの質を確保するため指定基準等が改正されました。これにより、全国的に事業所の廃止が相次ぐという状況がみられることから、引き続き注視していく必要があります。本市においては、平成28年度に２事業所が廃止となり、平成29年度は１事業所が廃止、１事業所が整備され、市内事業所は７事業所、定員130人となっています。また、市外の事業所も多く利用されています。

図表４－13　就労継続支援Ａ型の第４期計画と実績（見込み）

区　　分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計　画	実　績	計　画	実　績	計　画	見込み
利 用 者 数（人／月）	118	110	130	119	142	115
利用延日数（人日／月）	2,242	2,094	2,470	2,276	2,698	2,263

図表４－14　市内の就労継続支援Ａ型事業所（平成29年10月１日現在）

事　　業　　所	定員（人）
ジョブファミリー	20
ひまわり	20
サルビア	20
ＭＡファクトリー	20
ＮＭＣワークス	20
ＮＭＣパーソナル	15
ＮＭＣネクスト	15
合計	130

◆サービスの見込量

就労継続支援Ａ型の利用者数は、第４期計画期間の実績をもとに算定しました。

図表４－15　就労継続支援Ａ型の見込量

区　　分	平成30年度	2019年度	2020年度
利 用 者 数（人／月）	118	120	122
利用延日数（人日／月）	2,360	2,400	2,440

◆見込量の確保策

精神障害者では依然として高い利用意向を示しており、事業所の参入、事業の拡大を促進するととともに、質の確保を図ります。

(6)　就労継続支援Ｂ型

障害者のうち、年齢、心身の状態その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難な人、就労移行支援によっても通常の事業所に就労できなかった人等に、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

◆サービスの利用状況

利用者数は概ね計画どおり、利用延日数はやや計画を下回っています。平成29年10月1日現在、市内事業所は９事業所、定員は１４５人となっています。また、市外の事業所も多数利用されています。

アンケート結果によると、知的障害者の利用意向が高くなっています。引き続き、利用の増加に対応したサービス量の確保が必要です。

図表４－16　就労継続支援Ｂ型の第４期計画と実績（見込み）

区　　分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計　画	実　績	計　画	実　績	計　画	見込み
利 用 者 数（人／月）	145	152	158	164	175	168
利用延日数（人日／月）	2,320	2,189	2,528	2,432	2,800	2,493

図表４－17　市内の就労継続支援Ｂ型事業所（平成29年10月１日現在）

事　　業　　所	定員（人）
ぶなの木工房	20
ラニハルナ	10
さくら会	20
アイエスエフネットライフ安城	10
安城市虹の家	25
ぼちぼちカフェ	20
Aleseed	20
くれよん	10
ころころ	10
合計	145

◆サービスの見込量

就労継続支援Ｂ型の利用者数は、第４期計画期間の実績、特別支援学校の生徒の卒業後の進路希望、就労継続支援Ａ型からの移行等を勘案して算定しました。

図表４－18　就労継続支援Ｂ型の見込量

区　　分	平成30年度	2019年度	2020年度
利 用 者 数（人／月）	170	172	174
利用延日数（人日／月）	2,516	2,546	2,575

◆見込量の確保策

近隣市の事業所の利用等、広域的な対応により必要なサービス確保に努めます。

(7)　就労定着支援

就労定着支援は平成28年6月の障害者総合支援法の改正により創設されたサービスで、平成30年4月1日から適用となります。就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスであり、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人が対象となります。

◆サービスの見込量

福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを算定しました。

図表４－19　就労定着支援の見込量

区　　分	平成30年度	2019年度	2020年度
利 用 者 数（人／月）	3	3	3
利用延日数（人日／月）	3	3	3

◆見込量の確保策

日中活動系サービスの事業所等に働きかけ、就労定着支援の提供体制の整備を促進します。また、障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を図ります。

(8)　療養介護

医療を要する障害者であって常時介護を要する人について、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活の世話等を行うサービスです。

◆サービスの利用状況

平成28年度の療養介護の利用者数は３人です。長期入院中の重度の障害者が継続して利用しています。平成29年度の見込みが10人と大幅に増加しているのは、「愛知県三河青い鳥医療療育センター」など、県の整備計画により施設整備が進んだことによるものです。

図表４－20　療養介護の第４期計画と実績（見込み）

区　　分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計　画	実　績	計　画	実　績	計　画	見込み
利 用 者 数（人／月）	4	2	4	3	4	10
利用延日数（人日／月）	122	62	122	84	122	238

◆サービスの見込量

施設での定員増加があったため平成29年度は増加予定ですが、サービス利用の対象が、長期入院による医療的ケアが必要な重度の障害者であるため平成30年度以降は同程度の利用者数と算定しました。

図表４－21　療養介護の見込量

区　　分	平成30年度	2019年度	2020年度
利 用 者 数（人／月）	10	10	10
利用延日数（人日／月）	304	304	304

◆見込量の確保策

主として大規模な医療機関が実施主体であり、既存施設の利用が中心になると考えます。事業を実施する医療機関と広域的な連携を行い、適切なサービス支給に努めます。

(9)　短期入所

居宅において介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障害者等を施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつおよび食事の介護等の支援を行うサービスです。

◆サービスの利用状況

利用者数は概ね計画どおりですが、利用延日数は計画を下回っています。平成29年10月1日現在、市内の事業所は４事業所です。

アンケート結果によると、知的障害者や障害児の利用意向が高くなっていますが、事業所は少なく、更なる整備を促進していく必要があります。

図表４－22　短期入所の第４期計画と実績（見込み）

区　　分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計　画	実　績	計　画	実　績	計　画	見込み
利 用 者 数（人／月）	68	68	72	69	76	72
利用延日数（人日／月）	272	241	288	249	304	226

図表４－23　市内の短期入所事業所（平成29年10月1日現在）

事　　業　　所	障害の種類
めだかくらぶ	身体、知的、精神、障害児
ほっとみるく	身体、知的、障害児
ハルナ	身体、知的、精神、障害児
ぬくもりの郷	知的

◆サービスの見込量

短期入所の利用者数は、第４期計画期間の実績およびアンケート結果のサービス利用意向が高いことを参考にして算定しました。

図表４－24　短期入所の見込量

区　　分	平成30年度	2019年度	2020年度
利 用 者 数（人／月）	74	76	78
利用延日数（人日／月）	252	258	265

◆見込量の確保策

各事業所へ更に施設整備を働きかけ、増加するサービス量の確保に努めます。

グループホームへの併設、地域生活支援拠点等の機能強化と併せて整備を促進します。

3　居住系サービス

(1)　自立生活援助

自立生活援助は平成28年6月の障害者総合支援法の改正により創設されたサービスで、平成30年4月1日から適用となります。障害者支援施設やグループホームを利用していた人などを対象として、巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスです。

◆サービスの見込量

施設入所者、入院者の地域生活への移行者数を勘案して算定しました。

図表４－25　自立生活援助の見込量

区　　分	平成30年度	2019年度	2020年度
利 用 者 数（人／月）	1	2	3

◆見込量の確保策

生活介護、共同生活援助、相談支援等のサービス事業所等に働きかけ、自立生活援助の提供体制の整備を促進します。

(2)　共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住宅に入居している障害者に、主に夜間において、その住居で行われる入浴、排せつまたは食事の介護等の必要な支援を行うサービスです。

◆サービスの利用状況

平成28年度の利用者数は97人となっており、計画を下回っています。平成29年10月1日現在、市内の事業所は7事業所で、定員99人です。

アンケート結果によると、知的障害者の利用意向が高くなっています。また、地域生活への移行、親元からの自立、障害者の高齢化や家族の高齢化といった課題に対応するため、障害特性を踏まえながら、更なる整備を促進していく必要があります。

図表４－26　グループホーム利用者数の第４期計画と実績（見込み）

区　　分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計　画	実　績	計　画	実　績	計　画	見込み
利 用 者 数（人／月）	100	84	110	97	120	97

図表４－27　市内のグループホーム事業所（平成29年10月１日現在）

事　　業　　所	定員（人）
ポテトホーム	18
アットホーム	18
ぬくもりの郷	20
めだかの子	10
グループホーム若葉	6
アスパラトーズ	20
グループホーム　ＳＯＲＡ	7
合計	99

◆サービスの見込量

利用者数は、第４期計画期間の実績および福祉施設からの地域生活への移行、精神科病院からの退院等の新たな利用者等を勘案して算定しました。

図表４－28　グループホームの見込量

区　　分	平成30年度	2019年度	2020年度
利 用 者 数（人／月）	100	103	106

◆見込量の確保策

国県および市の施設整備補助制度について啓発を行い、更なる施設整備を促進します。また、市外事業所の利用等広域的な対応により、適切なサービス支給に努めます。

(3)　施設入所支援

施設に入所する障害者に、主として夜間において、入浴、排せつまたは食事等の介護、生活等に関する相談その他必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

◆サービスの利用状況

平成28年度末現在、市内の事業所に22人、市外の事業所に67人が入所しています。地域生活への移行により入所者数を削減するため、グループホームや自立生活援助の提供体制の整備や、障害者が地域で生活することへの理解促進が必要です。

図表４－29　施設入所支援の第４期計画と実績（見込み）

区　　分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計　画	実　績	計　画	実　績	計　画	見込み
利 用 者 数（人／月）	94	90	93	89	92	89

図表４－30　市内の施設入所支援事業所（平成29年10月１日現在）

事　　業　　所	障害の種類	定員（人）
ハルナ	身体、知的、精神	50

◆サービスの見込量

国の基本指針に基づく数値目標に準じて、見込量を算定しました。

図表４－31　施設入所支援の見込量

区　　分	平成30年度	2019年度	2020年度
利 用 者 数（人／月）	89	88	87

◆見込量の確保策

地域生活への移行の推進により、必要なサービス量の減少が見込まれるが、今後も市内事業所および市外事業所の利用等広域的な対応により、適切なサービス支給に努めます。

4　相談支援

障害者の相談支援には、計画相談支援、地域移行支援および地域定着支援があります。計画相談支援は障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成および見直し、地域移行支援は入所している障害者または入院している精神障害者の地域生活に移行するための相談等、地域定着支援は居宅等において単身で生活する障害者が地域生活を継続していくため、常時の連絡体制を確保し、相談その他必要な支援を行うサービスです。

◆サービスの利用状況

計画相談支援については、市独自の助成制度を設けたこともあり、事業者の参入が促進され、実績が計画を上回っています。本計画期間においても、着実にサービス等利用計画の作成が行われるよう、引き続き助成を行っていく必要があります。

図表４－32　相談支援の第４期計画と実績（見込み）

区　　分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計　画	実　績	計　画	実　績	計　画	見込み
計画相談支援（人／月）	156	170	167	184	179	190
地域移行支援（人／月）	0	0	2	1	3	1
地域定着支援（人／月）	0	0	4	1	6	7

図表４－33　市内の相談支援事業所（平成29年10月１日現在）

事　　業　　所
ふれあいサービスセンター
相談支援事業所 ぬくもり
ひだまり
ぽてっち
グッド相談支援事業所
コープあいち福祉サービス安城
Root of holy

◆サービスの見込量

今後の障害福祉サービス支給決定者数の推計および国の基本指針を勘案して算定しました。

図表４－34　相談支援の見込量

区　　分	平成30年度	2019年度	2020年度
計画相談支援（人／月）	196	202	208
地域移行支援（人／月）	3	3	3
地域定着支援（人／月）	8	10	12

◆見込量の確保策

計画相談支援については、今後も市独自の補助制度を継続することにより、増加するサービス量の確保に努めます。

また、基幹相談支援センター（ふれあいサービスセンター）において、事業所に対する専門的な助言や指導、相談支援専門員の研修等を行い、相談支援のスキルアップを図ります。

第５章　地域生活支援事業の見込みと確保策

地域生活支援事業は、障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断で実施することができる任意事業があります。本市が地域生活支援事業として実施する事業は次のとおりです。

図表５－１　本市が実施する地域生活支援事業の種類

区　分	実　施　事　業	
必須事業	理解促進研修・啓発事業	
	自発的活動支援事業	
	相談支援事業	障害者相談支援事業 基幹相談支援センター（機能強化事業を含む） 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）
	成年後見制度利用支援事業	
	成年後見制度法人後見支援事業	
	意思疎通支援事業	
	日常生活用具給付等事業	
	手話奉仕員養成研修事業	
	移動支援事業	
	地域活動支援センター（機能強化事業を含む）	
任意事業	日常生活支援	訪問入浴サービス 生活訓練等 日中一時支援 地域移行のための安全生活支援（コーディネート事業）
	社会参加支援	レクリエーション活動等支援 芸術文化活動振興 点字・声の広報等発行 自動車運転免許取得・改造助成
	就業・就労支援	知的障害者職親委託事業 更生訓練費支給事業
	障害支援区分認定等事務	
地域生活支援促進事業	障害者虐待防止対策支援事業 成年後見制度普及啓発事業	

1　必須事業

(1)　理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的としています。

◆サービスの実施状況

町内福祉委員会、自主防災組織および学校等において、災害時要援護者サポート研修を開催しています。

図表５－２　理解促進研修・啓発事業の第４期計画と実績

区　　分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
災害時要援護者サポート研修（回／年）	10	4	10	5	10	10

◆サービスの見込量

町内福祉委員会や自主防災組織等の依頼に基づき、毎年度10回程度の研修を実施します。

図表５－３　理解促進研修・啓発事業の見込量

区　　分	平成30年度	2019年度	2020年度
避難行動要支援者サポート研修（回／年）	10	10	10

◆見込量の確保策

災害時においての障害者等への情報伝達や避難誘導について講習や体験を行い、地域社会での支援や障害者等への理解について啓発を行うことを目的として、避難行動要支援者サポート研修（平成 30 年度より名称を変更します）を開催します。

(2)　自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的としています。

◆サービスの実施状況

精神障害者ふれあい促進事業として、精神障害者とその家族を対象にふれあいの場を設け、他の障害者等との交流を通じ自立の促進を図っています。

図表５－４　自発的活動支援事業の第４期計画と実績

区　　分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
精神障害者ふれあい促進事業（回／年）	10	10	10	10	10	10

◆サービスの見込量

引き続き、毎年度10回程度の開催とします。

図表５－５　自発的活動支援事業の見込量

区　　分	平成30年度	2019年度	2020年度
精神障害者ふれあい促進事業（回／年）	10	10	10

◆見込量の確保策

精神障害者等やその家族を対象としたふれあいの場を設け、同じ障害者等の交流や、悩みに対する相談、アドバイス等を行います。

(3)　相談支援事業

障害者等やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。

◆サービスの実施状況

障害者相談支援事業（基幹相談支援センターを含む）は、社会福祉協議会に委託して実施しています。障害者等やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行っています。また、基幹相談支援センター等機能強化事業として、専門的職員の配置等を行っています。

住宅入居等支援事業は、平成28年度は未実施でしたが、平成29年度より地域生活支援拠点等コーディネート事業の一部として実施しています。

図表５－６　相談支援事業の第４期計画と実績

区　　分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計　画	実　績	計　画	実　績	計　画	見込み
障害者相談支援事業（か所）	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施	実施	実施	未実施	実施	実施

◆サービスの見込量

相談支援事業は、本計画期間も社会福祉協議会等に委託して実施する予定です。

図表５－７　相談支援事業の見込量

区　　分	平成30年度	2019年度	2020年度
障害者相談支援事業	実施	実施	実施
基幹相談支援センター	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施	実施	実施

◆見込量の確保策

障害者等やその家族等からの相談に対し、必要な情報提供や助言を行うため、専門的な職員を配置する等、相談支援の充実に努めます。また、障害者等への虐待や差別の解消に向けて、サービス提供事業者や相談支援事業者等の関係機関と連携を図り、人権擁護のために必要な支援を行います。

社会福祉協議会に設置された基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の相談支援事業所に対する専門的な助言や指導を行い、地域の相談支援体制の強化に努めます。

(4)　成年後見制度利用支援事業

知的障害者または精神障害者について、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とします。

◆サービスの実施状況

第４期計画期間においては、平成29年度に多くの利用申立がありましたが、アンケート結果では、成年後見制度についての認知度は低く、制度が十分に周知されているとは言えません。成年後見制度は、認知症高齢者施策とあわせて、今後重要なものとなってくることから、より周知を図っていく必要があります。

図表５－８　成年後見制度利用支援事業の第４期計画と実績（見込み）

区　　分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計　画	実　績	計　画	実　績	計　画	見込み
利用件数（件）	2	1	2	2	2	8

◆サービスの見込量

平成29年度は多くの利用がありましたが、急激な増加はないと考えられることから、今後は緩やかに増加していくと見込みました。

図表５－９　成年後見制度利用支援事業の見込量

区　　分	平成30年度	2019年度	2020年度
利用件数（件）	3	4	5

◆見込量の確保策

権利擁護が必要な場合には、社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業または成年後見支援事業につなげ、家族の状況に応じては、市長が申立人となって成年後見制度利用支援事業により対応します。

(5)　成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とします。

◆サービスの実施状況

社会福祉協議会が実施しています。成年後見制度の啓発や相談を行うほか、低所得者のための法人後見を行っています。

事業が適切に運営されるよう、成年後見支援事業運営委員会を年 4 回開催しています。また、成年後見を担当する職員のスキルアップを目的として、成年後見制度に係る研修に参加しています。

障害者や家族等の高齢化により、制度の利用増加が見込まれます。

図表５－10　成年後見制度法人後見支援事業の実績

区　　分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施

◆サービスの見込量

図表５－11　成年後見制度法人後見支援事業の見込量

区　　分	平成30年度	2019年度	2020年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施

◆見込量の確保策

実施法人等が確保され、制度が適切に運営されるよう、事業を実施する社会福祉協議会へ補助を行います。

(6)　意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とするサービスです。

◆サービスの実施状況

手話通訳者派遣事業は平成27、28年度は計画を上回りましたが、平成29年度は下回る見込みです。要約筆記者派遣事業は第4期計画期間全体では計画を下回っています。

平成28年10月、愛知県は障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であること等を基本理念として、「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を制定しました。本市の意思疎通支援事業においても、幅広いサービスとして充実していく必要があります。

図表５－12　意思疎通支援事業の第４期計画と実績（見込み）

区　　分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計　画	実　績	計　画	実　績	計　画	見込み
手話通訳者設置事業（人）	1	1	1	1	1	1
手話通訳者派遣事業利用者数（回／年）	260	275	260	292	260	212
要約筆記者派遣事業利用者数（回／年）	80	88	82	57	84	58

◆サービスの見込量

第４期計画期間の実績から、今計画期間も同程度の利用者数と見込みました。

図表５－13　意思疎通支援事業の見込量

区　　分	平成30年度	2019年度	2020年度
手話通訳者設置事業（人）	1	1	1
手話通訳者派遣事業利用者数（回／年）	260	260	260
要約筆記者派遣事業利用者数（回／年）	68	68	68

◆見込量の確保策

意思疎通支援者の技術および知識の向上を目的とした研修の開催、県等の開催する研修への参加を促進し、人材の養成・確保を図ります。

手話奉仕員の養成は、社会福祉協議会に養成講座を委託するとともに障害者団体との連携により推進します。

(7)　日常生活用具給付等事業

障害者等について、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とするサービスです。

◆サービスの利用状況

全般的に概ね計画どおりの実績となっています。給付対象者のニーズおよび用具の性能向上等を考慮した、対象品目や基準額等の見直しが課題です。

図表５－14　日常生活用具給付事業の第４期計画と実績（見込み）

区　　分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計　画	実　績	計　画	実　績	計　画	見込み
介護・訓練支援用具（件／年）	9	8	9	12	10	6
自立生活支援用具（件／年）	27	24	28	22	28	26
在宅療養等支援用具（件／年）	31	29	31	27	32	32
情報・意思疎通支援用具（件／年）	19	19	20	29	20	21
排泄管理支援用具（件／年）	2,650	2,763	2,680	2,987	2,710	3,150
住宅改修（件／年）	5	3	5	10	5	6

◆サービスの見込量

第４期計画期間の実績から、各種用具の見込量は次のとおりとします。

図表５－15　日常生活用具給付事業の見込量

区　　分	平成30年度	2019年度	2020年度
介護・訓練支援用具（件／年）	9	9	10
自立生活支援用具（件／年）	27	27	28
在宅療養等支援用具（件／年）	33	33	34
情報・意思疎通支援用具（件／年）	23	24	24
排泄管理支援用具（件／年）	3,200	3,300	3,400
住宅改修（件／年）	6	6	6

◆見込量の確保策

障害者が安定した日常生活を送るため、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具を給付します。

(8)　手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支援するため、手話での日常会話に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成することを目的とした事業です。

◆サービスの実施状況

市事業として社会福祉協議会に委託して実施しています。

意思疎通支援についての理解を促進し、より多くの人が受講できるよう、研修の機会を確保する必要があります。

図表５－16　手話奉仕員養成研修事業の第４期計画と実績（見込み）

区　　分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計　画	実　績	計　画	実　績	計　画	見込み
受講修了者数（人／年）	16	19	17	20	18	15

◆サービスの見込量

第４期計画期間の実績から、今後も同程度の修了者数を見込みます。

図表５－17　手話奉仕員養成研修事業の見込量

区　　分	平成30年度	2019年度	2020年度
受講修了者数（人／年）	18	18	18

◆見込量の確保策

市及び社会福祉協議会の広報紙等で意思疎通支援についての啓発を行い、養成研修開催の周知に努めるとともに、障害者団体との連携により推進します。

(9)　移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活および社会参加を促すことを目的とするサービスです。

◆サービスの利用状況

平成 28 年度の利用者数は概ね計画どおり、利用延時間は計画を下回っています。アンケート結果によると、知的障害者、身体障害者、障害児の利用意向が高くなっており、利用の増加に応じた提供体制の確保が必要です。

図表５－18　移動支援事業の第４期計画と実績（見込み）

区　　分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計　画	実　績	計　画	実　績	計　画	見込み
事業所数（か所）	33	34	34	34	35	34
利用者数（人／月）	212	215	220	217	228	216
利用延時間（時間／月）	1,696	1,623	1,760	1,559	1,824	1,545

◆サービスの見込量

移動支援は、第４期計画期間の実績およびアンケート調査の結果からサービスの利用意向が高いことを参考として算定しました。

図表５－19　移動支援事業の見込量

区　　分	平成30年度	2019年度	2020年度
事業所数（か所）	34	34	34
利用者数（人／月）	220	222	224
利用延時間（時間／月）	1,562	1,576	1,590

◆見込量の確保策

障害者等のニーズを把握し、適切なサービスが利用できるよう、事業所の参入、事業拡大を働きかけます。

(10)　地域活動支援センター

障害者等が地域活動支援センターに通所をし、創作的活動、生産活動および相談等を通じて、自立と社会参加の促進を図るとともに、家庭における介護の負担を軽減することを目的とするサービスです。

◆サービスの実施状況

市内の社会福祉法人に委託し、地域活動支援センター「陽なた」を運営しています。精神障害者等を対象として、日中の居場所としてのフリースペース、社会参加の促進を目的として町内会活動への参加、ウォーキングや調理実習等のプログラム活動を行っています。

機能強化事業として、専門職員（精神保健福祉士）の配置や、障害に対する理解促進のための啓発活動等を行っています。

図表５－20　地域活動支援センターの第４期計画と実績（見込み）

区　　分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計　画	実　績	計　画	実　績	計　画	見込み
事　業　所　数（か所）	1	1	1	1	1	1
登　録　者　数　（人）	100	120	110	154	120	167

（注）各年度の３月末現在

◆サービスの見込量

平成 28 年度の利用状況を参考に算定しています。

図表５－21　地域活動支援センターの見込量

区　　分	平成30年度	2019年度	2020年度
事業所数（か所）	1	1	1
登　録　者　数　（人）	180	193	206

◆見込量の確保策

市内の社会福祉法人への委託を継続し、障害者等の日常生活や社会参加の支援を行うほか、相談の充実を図ります。

2　任意事業

(1)　日常生活支援

①　訪問入浴サービス

家庭において入浴することができない重度の身体障害者の各家庭へ訪問入浴車を派遣して入浴サービスを実施することにより、利用者の健康の増進およびその家族の介護の軽減を図ることを目的とするサービスです。

◆サービスの利用状況

利用者数の実績は概ね計画どおりです。今後も利用者のニーズが見込まれるため、新規事業者の参入促進が課題です。

図表５－22　訪問入浴サービスの第４期計画と実績（見込み）

区　　分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計　画	実　績	計　画	実　績	計　画	見込み
事　業　所　数（か所）	5	5	5	5	6	5
利　用　者　数（人／月）	22	21	23	22	24	22
利用延回数（回／月）	132	132	138	135	144	133

◆サービスの見込量

第４期計画期間の実績から、緩やかに増加すると見込みました。

図表５－23　訪問入浴サービスの見込量

区　　分	平成30年度	2019年度	2020年度
事 業 所 数（か所）	5	5	6
利 用 者 数（人／月）	23	24	25
利用延回数（回／月）	138	144	150

◆見込量の確保策

増加するサービス量に対応するため、事業所の参入、事業拡大を働きかけます。

②　日中一時支援

障害者等の日中における活動の場を確保するとともに、その家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とするサービスです。

◆サービスの利用状況

第４期計画期間の実績は、計画をやや下回っています。アンケート結果から、知的障害者、障害児の利用意向が高く、今後利用は増加すると予測されます。

図表５－24　日中一時支援事業の第４期計画と実績

区　　分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計　画	実　績	計　画	実　績	計　画	見込み
事 業 所 数（か所）	33	39	34	39	35	37
利 用 者 数（人／月）	254	254	262	253	270	253
利用延日数（人日／月）	1,524	1,397	1,572	1,393	1,620	1,367

◆サービスの見込量

日中一時支援は、第４期計画期間の実績およびアンケート調査の結果からサービスの利用意向が高いことを参考として算定しました。

図表５－25　日中一時支援事業の見込量

区　　分	平成30年度	2019年度	2020年度
事 業 所 数 （ か 所 ）	37	37	38
利 用 者 数（人／月）	254	255	260
利用延日数（人日／月）	1,372	1,377	1,404

◆見込量の確保策

増加するサービス量に対応するため、事業所の参入、事業拡大を働きかけます。

③　地域移行のための安全生活支援（コーディネート事業）

地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターを配置します。

◆サービスの実施状況

地域生活支援拠点等の機能のひとつとして、平成29年４月より事業を開始しています。地域で一人暮らしをしている障害者等の相談対応や見守り、関係機関との連携や連絡・調整等を行っています。

図表５－26　地域移行のための安全生活支援事業の実績

区　　分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
コーディネート事業（人）	-	-	1

◆サービスの見込量

図表５－27　地域移行のための安全生活支援事業の見込量

区　　分	平成30年度	2019年度	2020年度
コーディネート事業（人）	1	1	1

◆見込量の確保策

障害者等が地域で安心して暮らしていける支援体制を構築するため、第５期計画期間も市内の社会福祉法人に委託し、事業を実施します。

(2)　その他の任意事業

その他の任意事業として、次の事業を実施しています。

図表５－28　その他の任意事業の第４期計画と実績（見込み）

区　　分			平成27年度		平成28年度		平成29年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	見込み
生活訓練等			実施	実施	実施	実施	実施	実施
レクリエーション活動等支援	障害者社会参加促進		実施	実施	実施	実施	実施	実施
	心身障害者ふれあい促進		実施	実施	実施	実施	実施	実施
芸術文化活動振興	障害者講座		実施	実施	実施	実施	実施	実施
点字・声の広報等発行			実施	実施	実施	実施	実施	実施
自動車運転免許取得助成		利用者数（人／年）	5	3	5	2	5	3
自動車改造助成		利用者数（人／年）	5	4	5	13	5	9
知的障害者職親委託			実施	実施	実施	実施	実施	実施
更生訓練費支給			実施	実施	実施	実施	実施	実施
障害支援区分認定等事務			実施	実施	実施	実施	実施	実施

◆サービスの見込量

自動車運転免許取得助成、自動車改造助成については、第4期計画期間の実績をもとに算定しました。

図表５－29　その他の任意事業の見込量

区　　分			平成30年度	2019年度	2020年度
生活訓練等			実施	実施	実施
レクリエーション活動等支援	障害者社会参加促進		実施	実施	実施
	心身障害者ふれあい促進		実施	実施	実施
芸術文化活動振興	障害者講座		実施	実施	実施
点字・声の広報等発行			実施	実施	実施
自動車運転免許取得助成		利用者数（人／年）	3	3	3
自動車改造助成		利用者数（人／年）	9	9	9
知的障害者職親委託			実施	実施	実施
更生訓練費支給			実施	実施	実施
障害支援区分認定等事務			実施	実施	実施

◆見込量の確保策

障害者の余暇活動等の社会参加に必要な事業であり、適切なサービスの提供に努めます。

3　地域生活支援促進事業

障害者虐待防止対策支援事業、成年後見制度普及啓発事業は、これまで地域生活支援事業の任意事業に位置づけられていましたが、平成29年度からは、国として促進すべき事業として新たに設けられた地域生活支援促進事業に移行しました。

(1)　障害者虐待防止対策支援事業

障害者虐待の防止や早期発見、迅速な対応、適切な支援のため、地域における行政、福祉、医療、司法等の関係する機関や団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的としています。

◆サービスの実施状況

地区民生委員・児童委員協議会等の関係団体に対し、虐待防止についての説明や協力依頼を行っています。

図表５－30　障害者虐待防止対策支援事業の実績

区　　分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害者虐待防止対策支援事業	実施	実施	実施

◆サービスの見込量

図表５－31　障害者虐待防止対策支援事業の見込量

区　　分	平成30年度	2019年度	2020年度
障害者虐待防止対策支援事業	実施	実施	実施

◆見込量の確保策

関係機関との連携を十分に図ることで、虐待の防止や早期発見、適切な支援を図っていきます。

(2)　成年後見制度普及啓発事業

成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とします。

◆サービスの実施状況

社会福祉協議会に委託して実施しています。成年後見人として活動する司法書士を講師として、成年後見制度に関する講演会を開催しています。

図表５－32　成年後見制度普及啓発事業の実績

区　　分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度普及啓発事業	実施	実施	実施

◆サービスの見込量

図表５－33　成年後見制度普及啓発事業の見込量

区　　分	平成30年度	2019年度	2020年度
成年後見制度普及啓発事業	実施	実施	実施

◆見込量の確保策

社会福祉協議会への委託を継続し、講演会等を通じて成年後見制度の普及啓発に努めます。

第６章　障害児支援の見込みと確保策

児童福祉法に基づく障害児支援に係るサービスについては、第４期障害福祉計画（この章に限り「第4期計画」といいます。）において見込量と確保策について策定していました。平成28年６月の児童福祉法の改正により、障害児通所支援等の提供体制を整備し、サービスの円滑な実施を確保するため「市町村障害児福祉計画」の策定が義務付けられたことから、第５期障害福祉計画と第１期障害児福祉計画を一体的に策定することとしました。

なお、国の基本指針に、障害児福祉計画の作成に関する基本的事項として、「障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備」が盛り込まれています。これを踏まえ、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業等の利用ニーズを満たせる定量的な目標を設定する旨の通知が出されました。本市では、第1期安城市障害児福祉計画に係るアンケートを実施して、子ども・子育て支援に関するニーズを把握し、保育所、放課後児童健全育成事業における障害児の受け入れについて見込量を算定しています。

図表６－１　障害児支援のサービスの種類

サービス名		支給決定
障害児通所支援	児童発達支援 医療型児童発達支援 居宅訪問型児童発達支援（平成30年４月から適用） 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	市町村
障害児相談支援		
障害児入所支援	福祉型 医療型	都道府県

1　障害児通所支援

(1)　児童発達支援

集団療育および個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与および集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。

◆サービスの利用状況

利用児童数は増加しています。第4期計画期間に3事業所が整備されましたが、今後もサービス利用の増加が予想され、更なる施設整備の促進が必要です。

図表６－２　児童発達支援の第４期計画と実績（見込み）

区　　分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計　画	実　績	計　画	実　績	計　画	見込み
利用児童数（人／月）	66	64	68	69	70	82
利用延日数（人日／月）	951	938	968	1,022	985	1,167

図表６－３　市内の児童発達支援事業所（平成29年10月１日現在）

事　　業　　所	定員（人）
サルビア学園	40
さくらんぼ	10
まめぴよクラブ	10
レスパイトステーション安あん	5
こどもサポート教室「きらり」	2
NAK-NUCLEO DE APOIO「KIRARI」	5
合計	72

◆サービスの見込量

第４期計画期間の実績から、今後も増加すると見込みました。

図表６－４　児童発達支援の見込量

区　　分	平成30年度	2019年度	2020年度
利用児童数（人／月）	90	101	115
利用延日数（人日／月）	1,350	1,515	1,725

◆見込量の確保策

平成30年７月のサルビア学園移転に伴い、定員を10人増加します。また、各事業所へ施設整備を働きかけていきます。

(2)　医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要と認められた障害児について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与および集団生活への適応訓練等を行うとともに治療も行うサービスです。

◆サービスの利用状況

平成28年度は３人が、「愛知県三河青い鳥医療療育センター」を利用しています。

図表６－５　医療型児童発達支援の第４期計画と実績（見込み）

区　　分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計　画	実　績	計　画	実　績	計　画	見込み
利用児童数（人／月）	1	3	1	3	1	3
利用延日数（人日／月）	4	19	4	19	4	25

◆サービスの見込量

第４期計画期間の実績から、今後も同程度の利用があると見込みました。

図表６－６　医療型児童発達支援の見込量

区　　分	平成30年度	2019年度	2020年度
利用児童数（人／月）	3	3	3
利用延日数（人日／月）	25	25	25

◆見込量の確保策

市内に事業所がないため、今後も市外の事業所の活用により必要なサービス確保に努めます。

(3)　居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援は、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重度の障害児に、発達支援を受ける機会を提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。平成28年６月の児童福祉法の改正により創設されたもので、平成30年４月１日から適用されます。

◆サービスの見込量

平成30年４月からの新規サービスであり、まだ市内に事業所はありません。また、対象となる児童数も少ないため、計画期間中の利用は１人と見込みました。

図表６－７　居宅訪問型児童発達支援

区　　分	平成30年度	2019年度	2020年度
利用児童数（人／月）	1	1	1
利用延日数（人日／月）	4	4	4

◆見込量の確保策

利用ニーズや圏域での事業所の整備状況等を見つつ、施設整備を促していきます。

(4)　放課後等デイサービス

就学している障害児が、授業の終了後または学校の休業日に、児童発達支援センター等に通い、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を受けるサービスです。

◆サービスの利用状況

毎年度大幅な増加となっています。アンケート結果においても、高い利用意向を示しており、今後も増加が続くと考えられますが、ここ数年の事業所の大幅な増加が利用実績の増加に繋がっている傾向もあります。

重症心身障害児、医療的ケアの必要な障害児などを支援する放課後等デイサービス事業所の確保・充実が必要です。

図表６－８　放課後等デイサービスの第４期計画と実績（見込み）

区　　分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計　画	実　績	計　画	実　績	計　画	見込み
利用児童数（人／月）	200	223	212	255	224	281
利用延日数（人日／月）	1,600	1,861	1,696	2,237	1,792	2,803

図表６－９　市内の放課後等デイサービス事業所（平成29年10月１日現在）

事　　業　　所	定員（人）
障害者職業支援センターくるくる	10
大地	10
Happy very	10
キッズデイ　杉の子	10
さくらんぼ	10
ぴよランド	10
COCOランド	10
ゼロ・パワー	10
げんきキッズ	10
わかばの杜･安城	10
ぱすてる	10
陽だまりの丘	10
ふぁん	10
ふぁんりーど	10
こどもサポート教室「きらり」	8
NAK-NUCLEO DE APOIO「KIRARI」	5
HOPE.安城	10
HOPE.南安城	10
北風と太陽	10
Plan	10
合計	193

◆サービスの見込量

放課後等デイサービスは、アンケート調査の結果からサービスの利用意向が高く、第４期計画期間の実績が大幅に増加していることを参考として算定しました。

図表６－10　放課後等デイサービスの見込量

区　　分	平成30年度	2019年度	2020年度
利用児童数（人／月）	294	307	320
利用延日数（人日／月）	3,234	3,377	3,520

◆見込量の確保策

今後3年間にも新たな事業所の整備も予定されているため、必要なサービス量の確保が見込まれます。

サービスの質の確保を図るとともに、重症心身障害児などを支援する事業所の参入を促進します。

(5)　保育所等訪問支援

保育所等に通い、専門的な支援が必要と認められる障害児に対し、保育所等を訪問して、集団生活への適応のために必要な支援を行います。

◆サービスの利用状況

平成28年度の利用は１人です。市内の事業所はありません。

図表６－11　保育所等訪問支援の第４期計画と実績（見込み）

区　　分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計　画	実　績	計　画	実　績	計　画	見込み
利用児童数（人／月）	1	1	1	1	1	2
利用延日数（人日／月）	1	1	1	1	1	1

◆サービスの見込量

障害児通所支援全体の利用者数は大幅に伸びているため、今後は保育所等訪問支援の利用も見込まれます。

図表６－12　保育所等訪問支援の見込量

区　　分	平成30年度	2019年度	2020年度
利用児童数（人／月）	2	3	4
利用延日数（人日／月）	2	3	4

◆見込量の確保策

「(仮称)子ども発達支援センター」の整備に併せて提供体制の充実を図ります。

２　障害児相談支援

障害児について、障害福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童またはその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の評価および計画の見直し等を行うサービスです。

◆サービスの利用状況

障害児通所支援の利用実績が大きく増加しており、これに伴い障害児相談支援の利用児童数も伸びています。相談支援体制の充実や、相談支援専門員の確保が課題です。

図表６－13　障害児相談支援の第４期計画と実績（見込み）

区　　分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計　画	実　績	計　画	実　績	計　画	見込み
利用児童数（人／月）	67	76	72	89	77	104

図表６－14　障害児相談支援事業所

事　業　所
ふれあいサービスセンター Root of holy コープあいち福祉サービス安城

◆サービスの見込量

障害児通所支援のサービス支給決定者数の推計を参考として算出しました。

図表６－15　障害児相談支援の見込量

区　　分	平成30年度	2019年度	2020年度
利用児童数（人／月）	110	117	124

◆見込量の確保策

今後も市独自の補助制度を継続することにより、増加するサービス量の確保に努めます。また、「(仮称) 子ども発達支援センター」の整備に併せて、更なる充実を図ります。

3　子ども・子育て支援

本市では、国が示す「子ども・子育て支援新制度」に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目標として「安城市子ども・子育て支援事業計画」（平成 27 年度～平成 31 年度）を策定しています。

障害児福祉計画の作成に係る基本的事項としては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における、障害児の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備が求められています。

(1)　保育園・幼稚園における障害児の受け入れ

◆受け入れの状況

市内に市立保育園は23園、市立幼稚園は４園あり、私立保育園は13園、私立幼稚園は9園あります。障害児を受け入れている園は20園で、障害児数は47人です。

◆受け入れの見込量

第1期安城市障害児福祉計画に係るアンケート調査の結果および現状の受け入れ体制を参考として算定しました。

図表６－16　保育園・幼稚園における障害児の受け入れ

区　　分		平成29年度	平成30年度	2019年度	2020年度
保育園・幼稚園	３歳未満（人）	3	3	3	3
	３歳以上（人）	44	44	44	44

（注）　平成29年度は4月1日現在の実績

◆見込量の確保策

保育園・幼稚園の通所の対象となる児童は、集団保育が可能で、日々通所できる児童としています。通所対象となる児童の受け入れ体制の充実に努めます。

(2)　放課後児童健全育成事業（児童クラブ）における障害児の受け入れ

◆受け入れの状況

児童クラブの入会の対象となる児童は、集団活動が可能な児童としています。平成29年度、市内の児童クラブは51か所あり、障害児を受け入れている児童クラブは28か所、利用児童数は５４人です。

◆サービスの見込量

第1期安城市障害児福祉計画に係るアンケート調査の結果、平成30年度以降の児童数及び受け入れ体制を参考として算定しました。

図表６－17　放課後児童健全育成事業における障害児の受け入れ

区　　分		平成29年度	平成30年度	2019年度	2020年度
放課後児童健全育成事業	低学年（人）	35	29	30	31
	高学年（人）	19	31	38	36

（注）平成29年度は9月1日現在の実績

◆見込量の確保策

学年ごとに利用希望者が定員に達した場合、障害児を優先して受け入れています。また、平成30年度以降、定員増を予定しており、児童の受け入れ体制の充実に努めます。

計画の推進

1　市民参加と協働の推進

障害者福祉のためのボランティアの育成・充実を図るとともに、地域団体相互の連携や、当事者団体、行政との連携を強化し、市民と行政が協力して、当事者のニーズを反映したサービス提供に努めます。

また、障害者が地域で自立した暮らしができるように必要な支援を行うと同時に、障害者を取り巻く環境を整備していくためには、障害者、関係機関・団体、サービス提供事業者はもちろん、広く市民に計画や障害について理解してもらうことが必要であることから、市の広報紙、市公式ウェブサイト、計画のダイジェスト等を通じて広報・啓発に努めます。

2　関係機関との連携

障害福祉サービスや相談支援、障害児通所支援等の体制整備、協議の場の設置等については、幅広い分野における関係機関等との連携を図りながら、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

また、広域的に対応すべき施策については、障害保健福祉圏域において、県や他市との連携のもと、一体となった施策を推進します。

3　計画の推進と評価

(1)　安城市自立支援協議会

計画の実効性を高めるため、安城市自立支援協議会において、年度ごとにサービスの利用状況や計画の進捗状況を報告し、必要に応じて、施策の具体的な推進方法や見直しについて、作業部会や担当者会において研究・検討を行います。

(2)　庁内の推進体制

障害者計画と合わせて、庁内の関連部署および社会福祉協議会からなる「健康とやすらぎ推進本部」において、年度ごとに計画の進捗状況の管理と事業の円滑な推進を図ります。

(3)　関係団体等懇話会

障害者や家族、特別支援学校、サービス提供事業所、ボランティア等の関係団体

で構成する懇話会において、計画の進捗状況の報告や、障害者のサービス利用の現状と課題、サービスや計画の施策についての要望等をたずね、施策の推進に反映していきます。

(4) ＰＤＣＡサイクルの活用

本市では、これまでも上記(1)～(3)において、１年に１回取り組み状況を把握し評価を行ってきました。これらの取り組みをＰＤＣＡサイクルに位置づけ、分析評価を行うとともに、評価結果を次年度の予算に反映させ、計画の実効性を高めていきます。

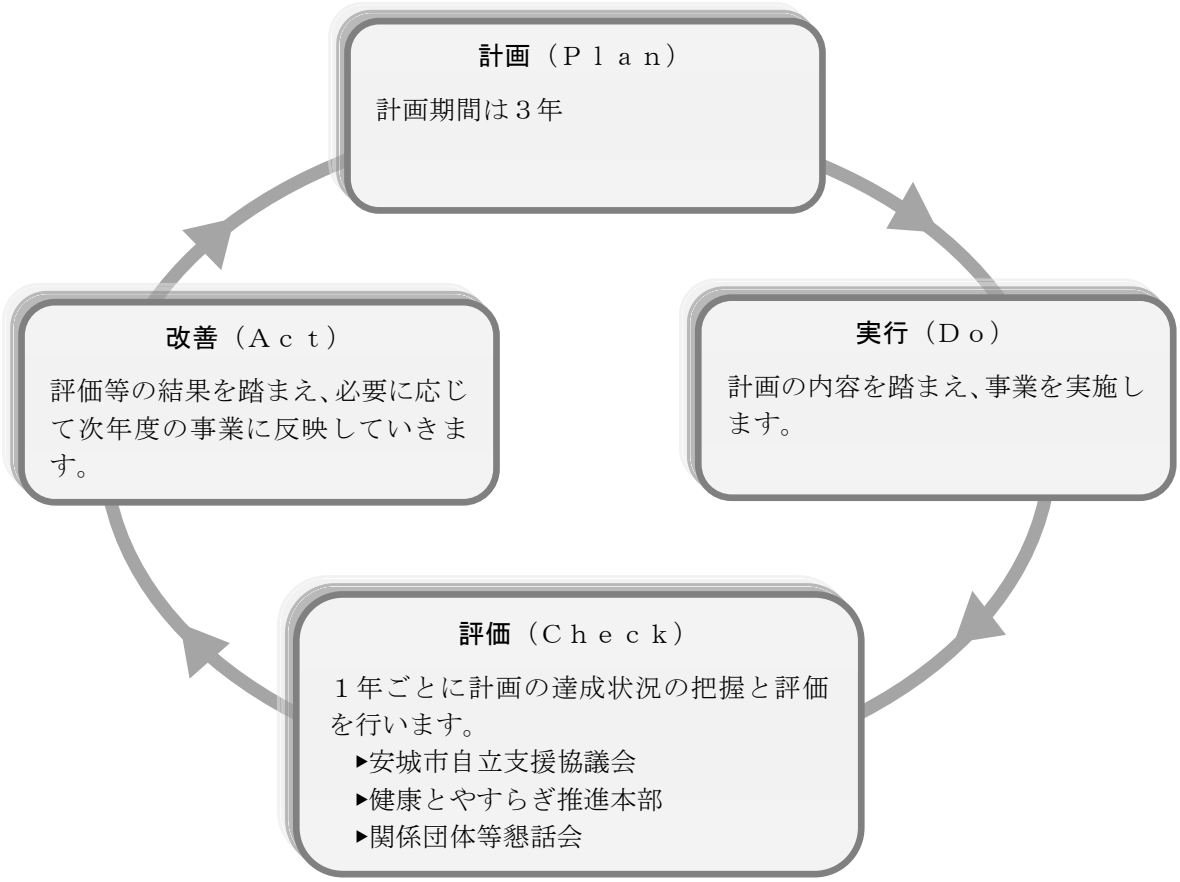

資　　料

Ⅰ　障害者福祉に関するアンケート

1　調査の概要

◆調査の目的

この調査は、本市にお住まいの障害のある方や難病の方に、生活状況や意見・要望等をお聞きし､「第５期安城市障害福祉計画」策定のための基礎資料とすることを目的として行いました。

◆調査方法等

区　　分	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病患者	障害児
調査対象者	18歳以上の身体障害者手帳所持者	18歳以上の療育手帳所持者	18歳以上の精神障害者保健福祉手帳又は自立支援医療受給者証(精神通院)所持者	特定医療費(指定難病)受給者証所持者	18歳未満の障害者手帳所持児童又は児童発達支等のサービスを利用している児童
配布・回収	郵送配布・郵送回収				
調査基準日	平成29年２月１日				
調 査 期 間	平成29年２月14日～２月28日				

障害が重複している場合は、原則として、精神＞知的＞身体の順位としました。

◆回収結果

区　　分	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病患者	障害児	合　計
配　布　数	450	300	400	125	225	1,500
回　収　数	292	187	215	81	149	924
有効回答数	288	185	214	80	148	915
有効回答率	64.0%	61.7%	53.5%	64.0%	65.8%	61.0%

◆集計・分析にあたって

⑴　回答の比率は、その設問の回答者数を基数として算出しました。したがって、複数回答の設問については、すべての比率を合計すると100%を超えます。

⑵　回答率（%）は、小数点第２位以下を四捨五入しました。

⑶　性別、年齢、身体障害の種類、障害支援区分等の属性不詳があるため、全体の回答数と属性別の回答数の合計が一致しない場合があります。

⑷　本調査における障害名の略称は下表のとおりとしました。

障　害　名	略 称
聴覚障害・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害	聴覚障害
肢体不自由（上肢のみ）	上肢障害
肢体不自由（下肢のみ）	下肢障害
肢体不自由（上肢・下肢両方、体幹を含む）	体幹障害

⑸　選択肢が長いものや各調査の選択肢が類似しているものについては､内容を損なわない範囲内で、要約して表記しているものがあります。

2　基本属性

(1)　年齢・性別

回答者の年齢は次のとおりです。なお、障害児の年齢については、概ね「６歳以下」は就学前児童、「７～12歳」は小学生、「13～18歳」は中高生となります。

図表1　年齢・性別

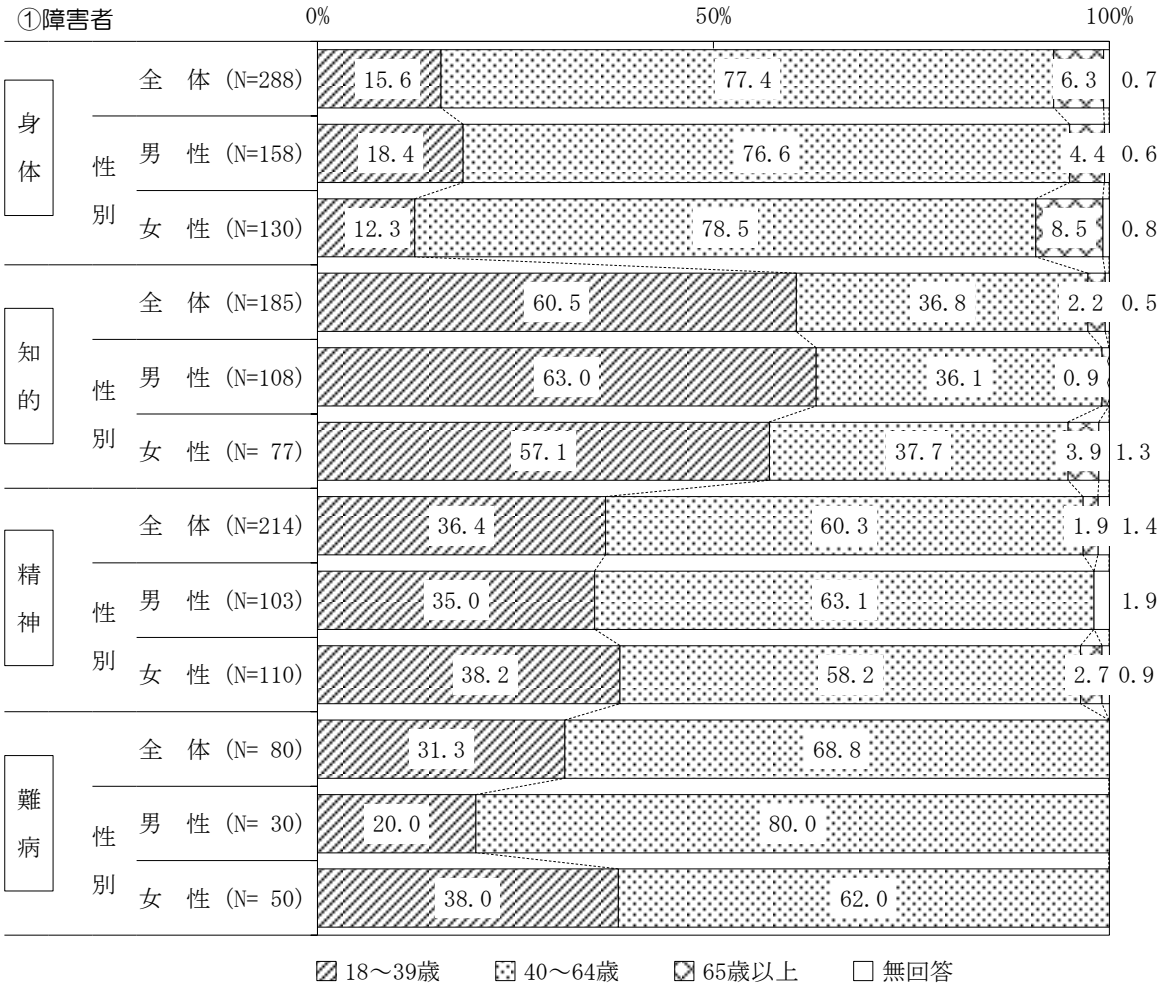

（注）身体障害者においては65歳以上が60%以上を占める状況にあること、介護保険事業計画のための調査の対象と重複することなどから、今回の調査では65歳以上の割合を下げて対象者を抽出しました。このため、実際の手帳所持者の年齢構成とは異なっています。

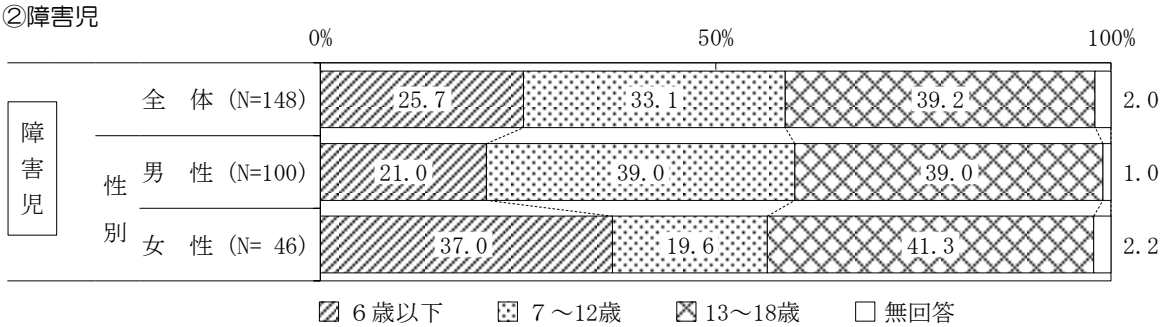

(2) 障害者手帳

回答者が所持している障害者手帳や医療の受給者証は図表2のとおりです。また、所持している障害者手帳の等級（程度）は図表3のとおりです。

図表2 障害者手帳等の有無（複数回答）

単位：Nは人、他は%

区　分	N	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	自立支援医療受給者証(精神通院)	特定医療費(指定難病)受給者証	持っていない(障害児のみ)	無回答
身体障害者	288	100.0	6.6	1.0	2.4	6.9		-
知的障害者	185	17.3	100.0	1.1	4.3	2.2		-
精神障害者	214	3.3	1.9	42.1	90.2	0.9		0.9
難病患者	80	1.3	-	-	2.5	100.0		-
障害児	148	21.6	64.2	9.5	7.4	2.0	12.2	0.7

図表3 障害者手帳の等級

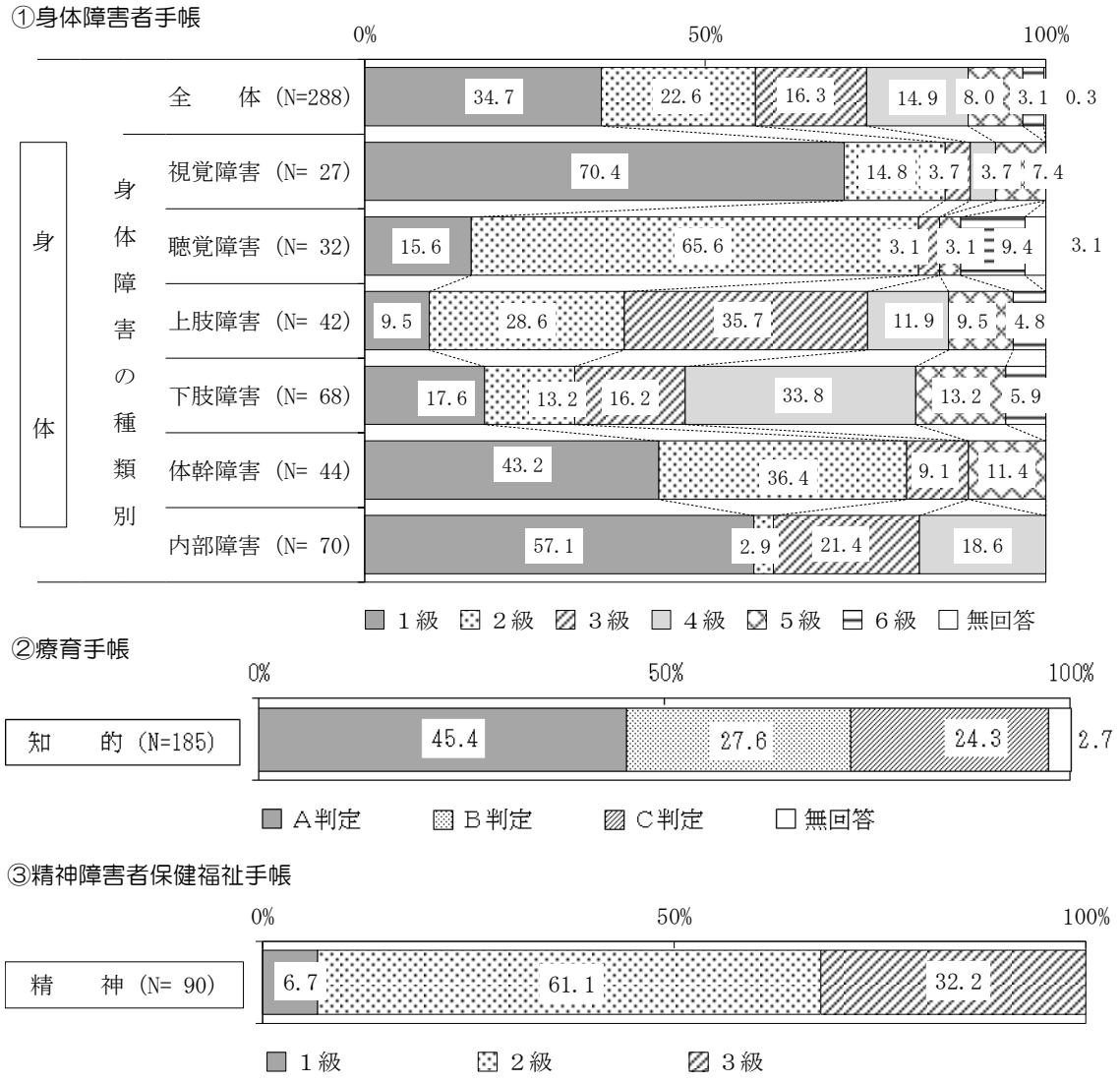

(3)　障害支援区分認定

障害者総合支援法の障害支援区分認定を「受けている」と答えた人は、身体障害者が16.7%、知的障害者が51.9%、精神障害者が7.0%となっています。知的障害者が高く、特にA判定は約80%となっています。

図表4　障害支援区分認定を受けているか

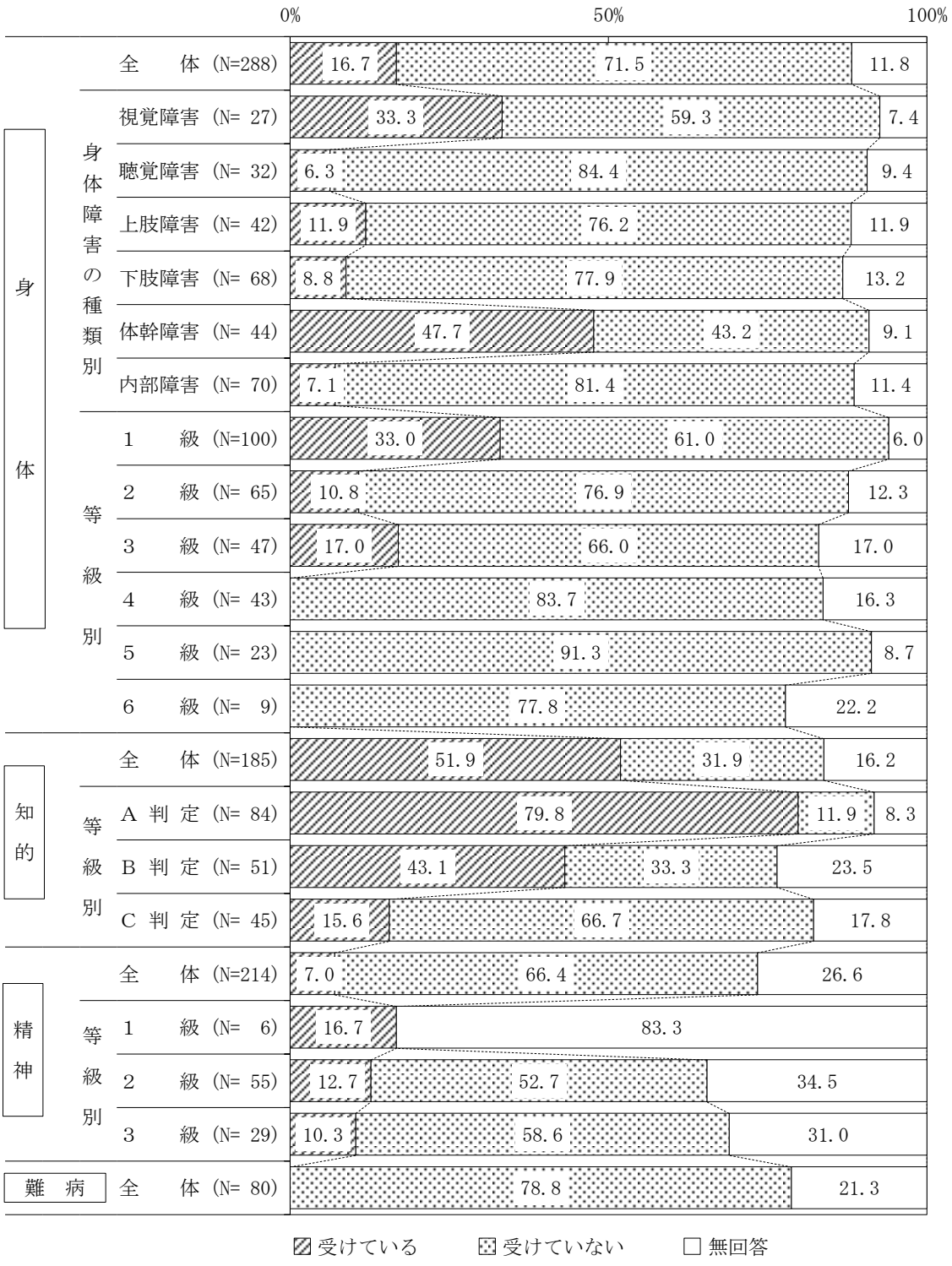

3　日中の過ごし方

現在の日中の過ごし方は、身体障害者、精神障害者では「家庭内で過ごしている」が最も高く30%以上です。身体障害者は「正規雇用者として働いている」「正規雇用者以外として働いている」を合計した＜雇用者として働いている＞は40%を超えています。精神障害者も＜雇用者として働いている＞は30%以上ですが、「障害者のための通所サービスを利用して働いている」も17.3%あります。知的障害者は「障害者のための通所サービスを利用して働いている」が39.5%と最も高く、難病患者は＜雇用者として働いている＞が約60%あります。

図表5　現在の日中の過ごし方

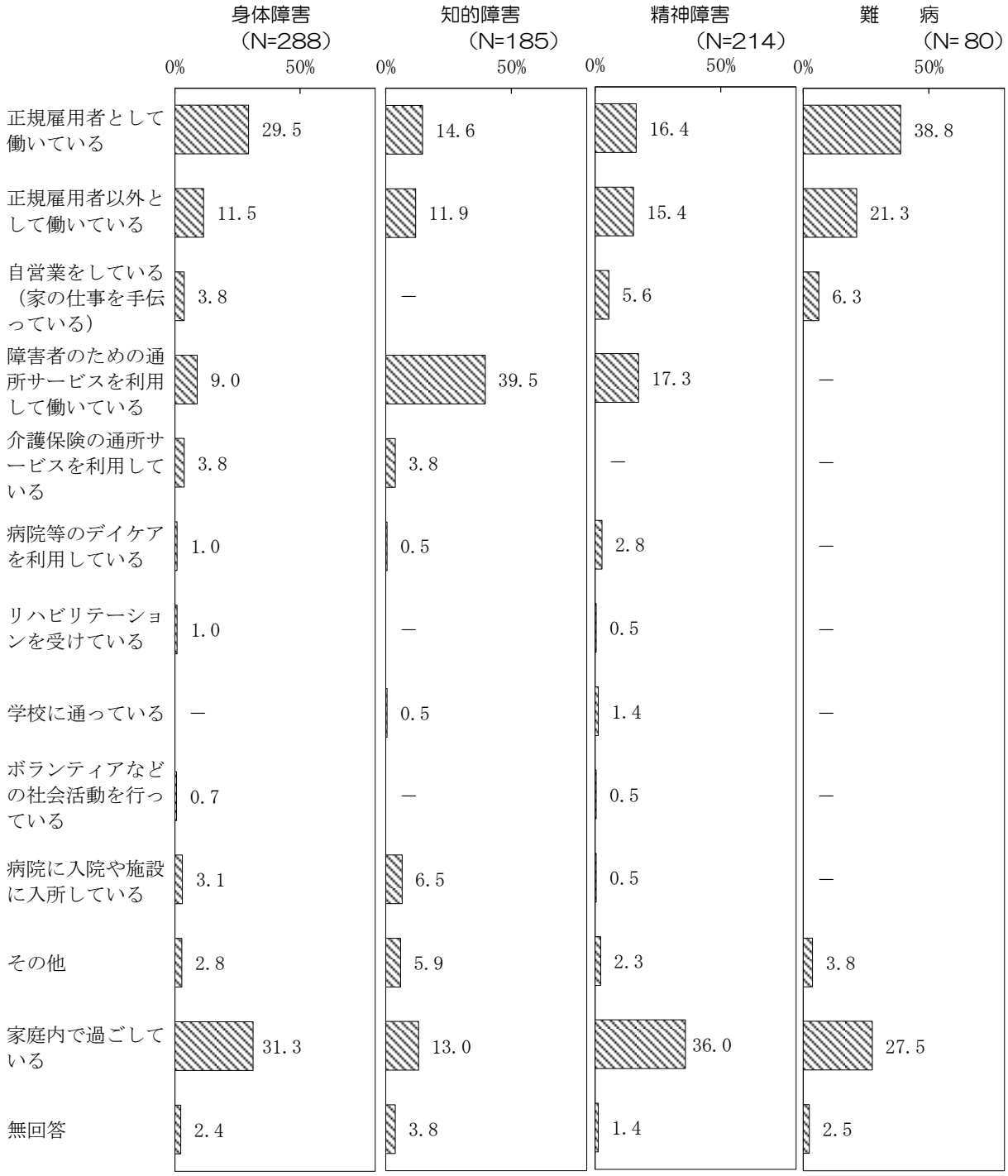

今後の日中の過ごし方の希望をみると、「わからない」「無回答」が高く、全般的に割合が下がる傾向にあります。現在より割合が非常に高くなっているのは精神障害者の「正規雇用者として働きたい」で、倍増しています。そのほか、知的障害者の「正規雇用者として働きたい」、難病患者の「施設に入所したい」「その他」が高くなっています。

図表6　今後の日中の過ごし方

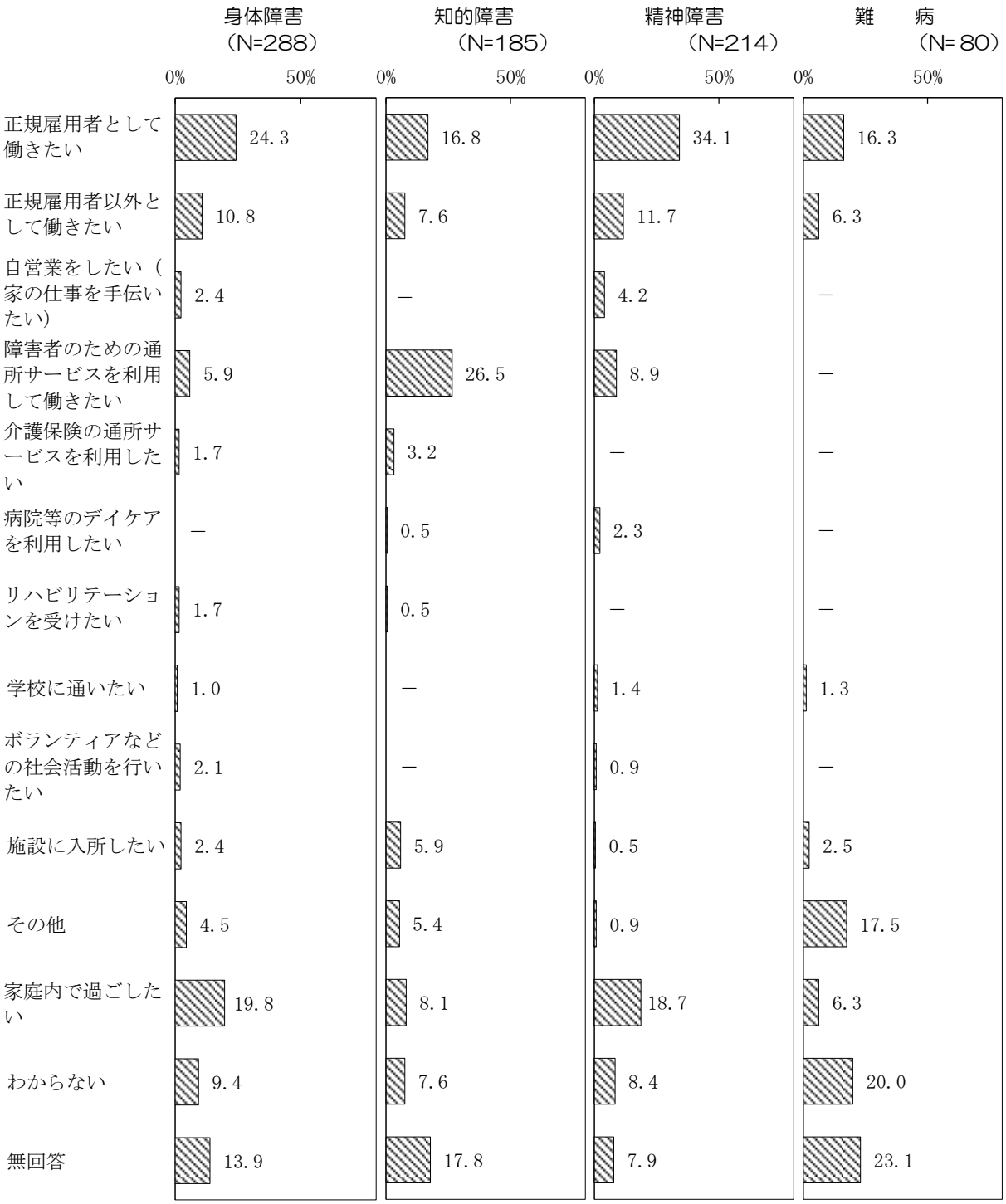

４　働いていない理由

現在働いていない人にその理由をたずねたところ、いずれの障害者も「心身の事情（病気または障害）により働ける状態にないため」が最も高くなっています。

図表7　働いていない理由

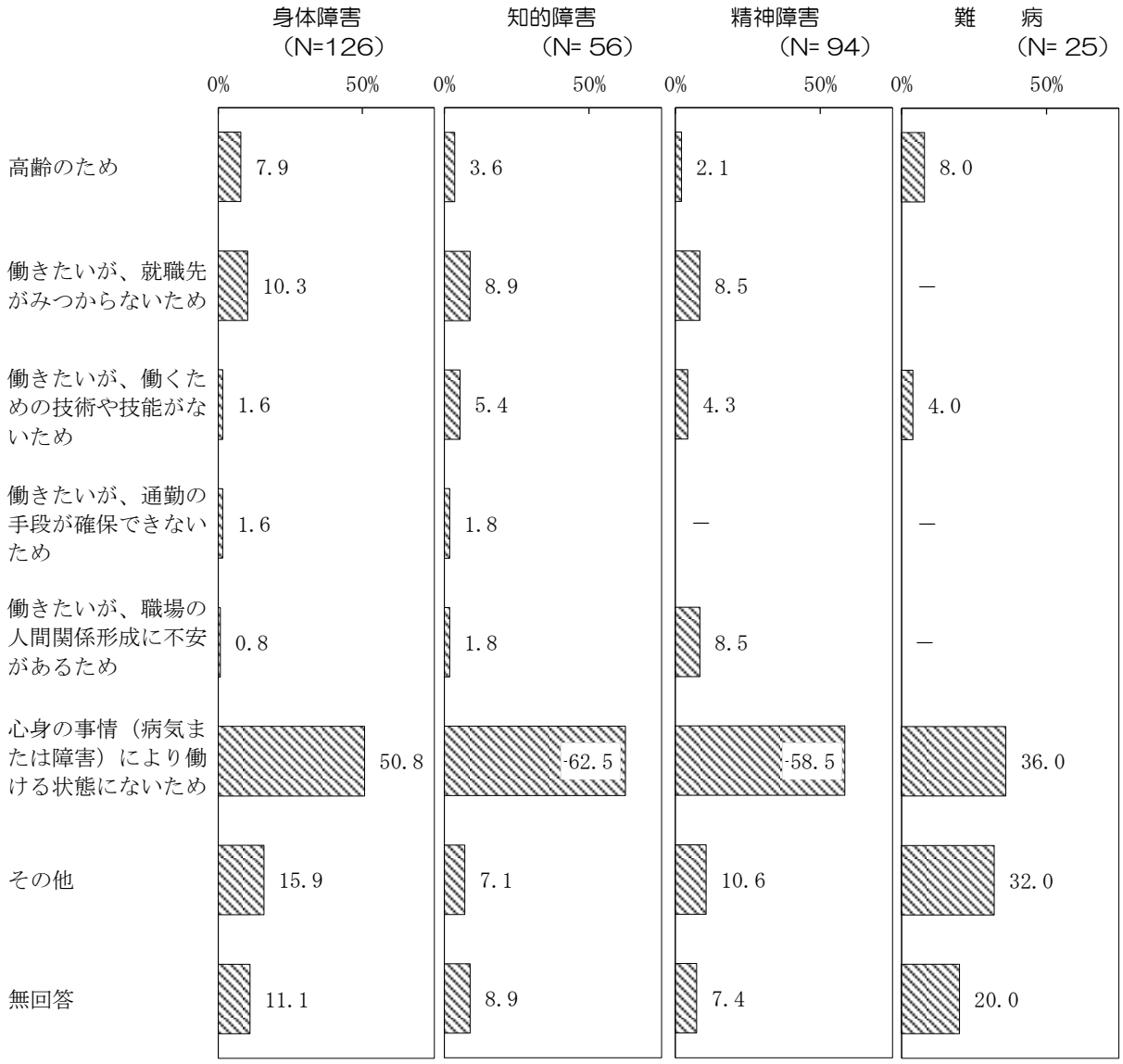

5　これからの生活

(1)　これからの生活

これからの生活については、いずれの障害者も「家族といっしょに自宅で暮らしたい」が最も高く、特に難病患者では80%を上回っています。そのほか、知的障害者は「グループホームで暮らしたい」が26.5%と高く、「福祉施設に入所したい」も他の障害に比べて高くなっています。精神障害者は「家族から独立して暮らしたい」が比較的高くなっています。

「グループホームで暮らしたい」と回答したのは、身体障害者が2.4%（７人）、知的障害者が26.5%（49人）、精神障害者が2.3%（５人）となっています。

図表8　これからの生活をどこでどのように送りたいか

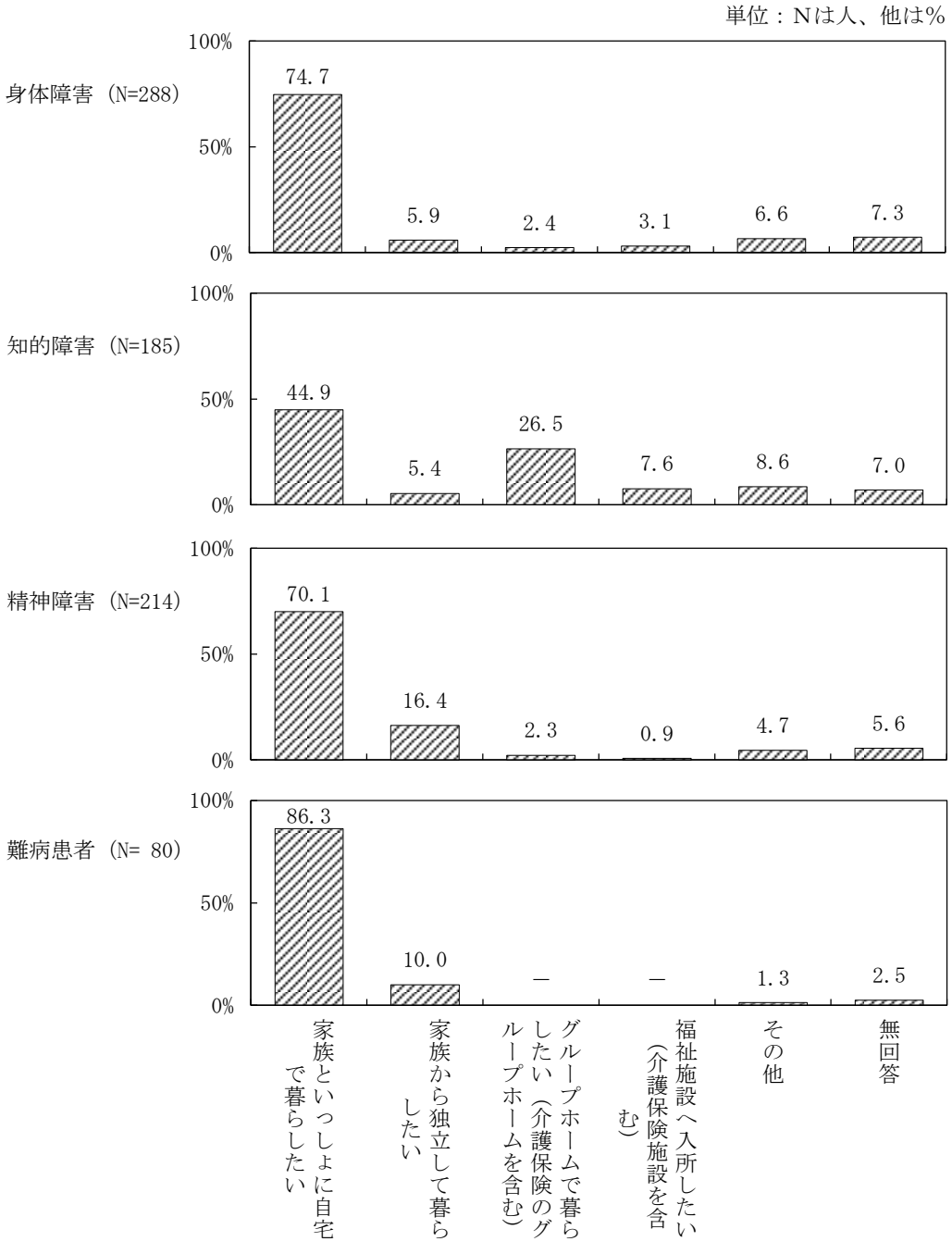

(2) グループホームの入居時期

前項で「グループホームで暮らしたい」と答えた人に、いつ頃からホームに入居したいかをたずねたところ、「すぐにでも入居したい」は知的障害者が１人、「１～２年後に入居したい」は知的障害者が２人となっています。知的障害者では、「親などが介助できなくなったら入居したい」が18人と多くなっています。

図表9　グループホームの入居時期　　単位：人

区分			N	現在入居している	すぐにでも入居したい	1～2年後に入居したい	3～4年後に入居したい	5年以上後に入居したい	親などが介助できなくなったら入居したい	その他	無回答
身体	全体		7	－	－	－	1	2	2	1	1
	年齢別	18～39歳	3	－	－	－	1	－	－	1	1
		40～64歳	4	－	－	－	－	2	2	－	－
		65歳以上	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	身体障害の種類別	視覚障害	1	－	－	－	－	－	1	－	－
		聴覚障害	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		上肢障害	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		下肢障害	2	－	－	－	－	1	－	－	1
		体幹障害	4	－	－	－	1	1	1	1	－
		内部障害	－	－	－	－	－	－	－	－	－
知的	全体		49	19	1	2	3	6	18	－	－
	年齢別	18～39歳	26	6	1	2	3	6	8	－	－
		40～64歳	22	13	－	－	－	－	9	－	－
		65歳以上	1	－	－	－	－	－	1	－	－
	等級別	A判定	30	11	－	2	3	3	11	－	－
		B判定	15	7	1	－	－	1	6	－	－
		C判定	4	1	－	－	－	2	1	－	－
精神	全体		5	－	－	－	1	1	2	1	－
	年齢別	18～39歳	3	－	－	－	－	－	－	1	－
		40～64歳	2	－	－	－	1	1	－	－	－
		65歳以上	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	等級別	1級	1	－	－	－	－	－	－	1	－
		2級	2	－	－	－	1	1	－	－	－
		3級	1	－	－	－	－	－	1	－	－
		手帳なし	1	－	－	－	－	－	1	－	－
難病			－	－	－	－	－	－	－	－	－

６　卒業後の生活

中学校・中等部、高等学校・高等部に通学している人に、「高等学校・高等部卒業後、どこで暮らしたいとお考えですか」とたずねたところ、55.6%が「家族といっしょに自宅で暮らしたい」と答えています。「家族から独立して暮らしたい」は9.3%（５人）、「グループホームで暮らしたい」は16.7%（９人）となっています（図表10）。

なお、「グループホームで暮らしたい」と答えた９人の入居の希望時期は図表11のとおりです。

図表10　卒業後どこで暮らしたいか（中高生）

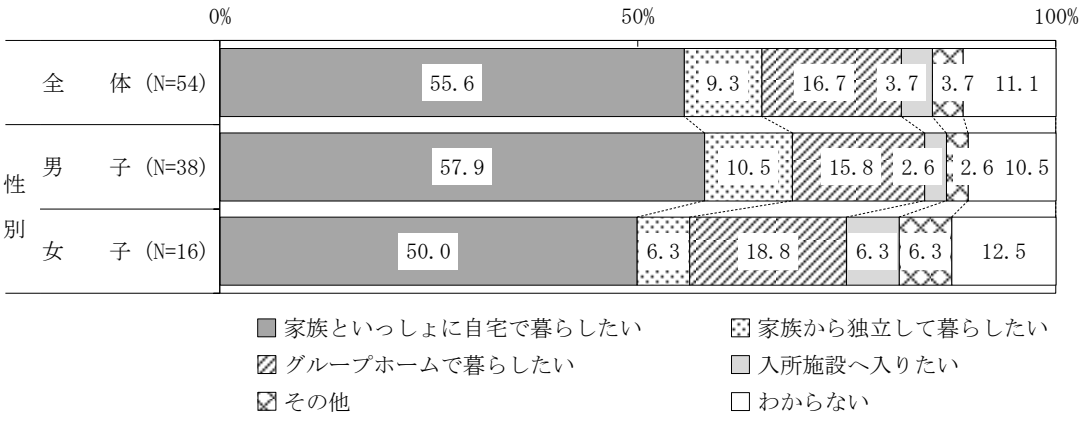

図表11　グループホームの入居時期（中高生）　　単位：人

区　分		N	卒業後すぐにでも入居したい	１～２年後に入居したい	３～４年後に入居したい	５年以上後に入居したい	親などが介助できなくなったら入居したい	その他
全　体		９	２	１	３	－	３	－
性別	男性	６	１	１	２	－	２	－
	女性	３	１	－	１	－	１	－

7　サービスの利用

(1)　サービスの利用状況・利用意向

障害福祉サービスや地域生活支援事業の利用状況などをたずねたところ、現在サービスを「利用している」は、身体障害者が29.9%、知的障害者が63.8%、精神障害者が26.6%、難病患者は0%となっています。これに「利用していないが、今後利用したい」を加えた利用意向は、身体障害者が42.4%、知的障害者が74.1%、精神障害者が35.5%、難病患者が10.0%となります。

図表12　サービスの利用状況・利用意向

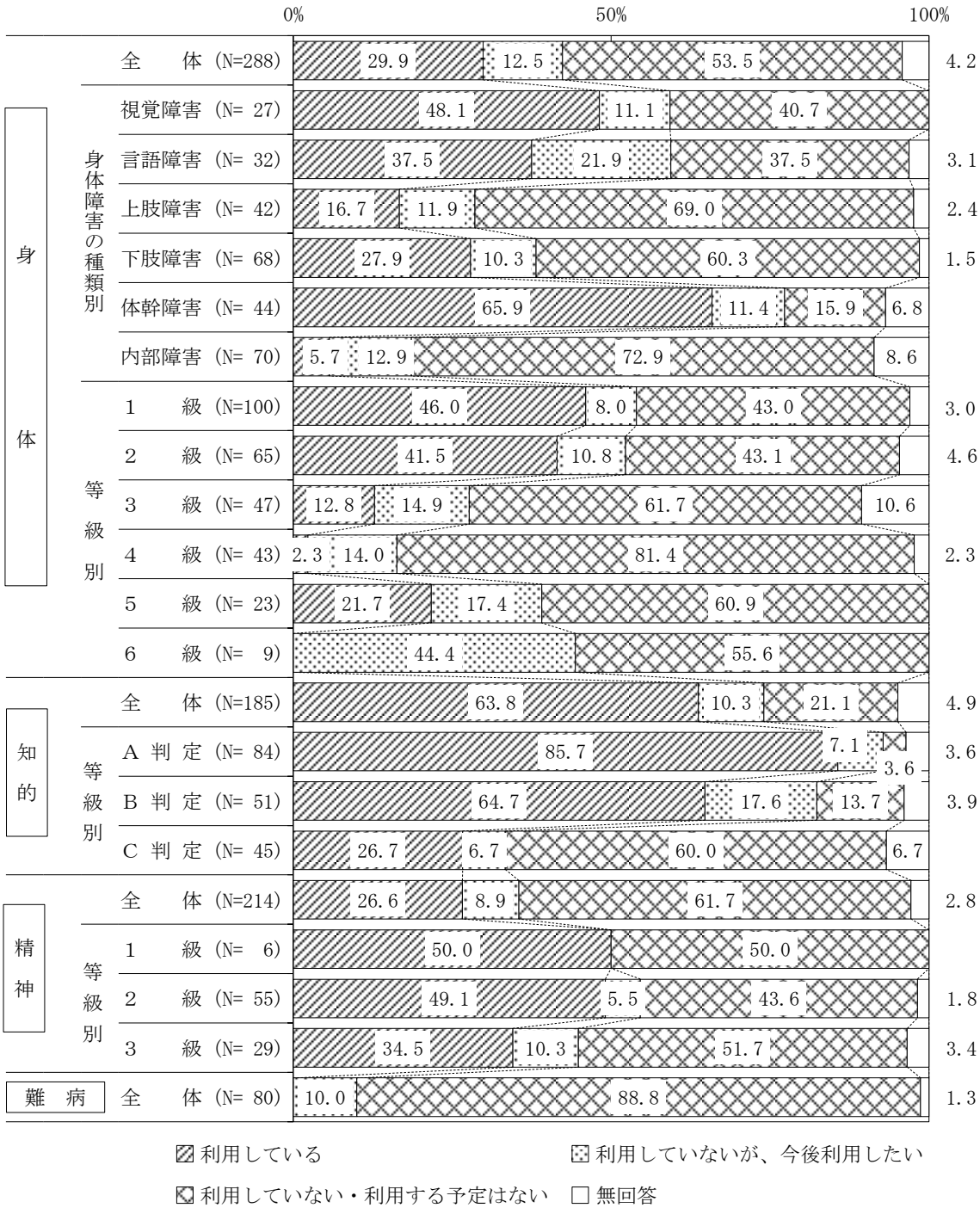

(2)　現在利用しているサービスと今後利用したいサービス

現在利用しているサービスをみると、身体障害者は、障害福祉サービスの「居宅介護」「生活介護」「短期入所」「就労継続支援Ａ型」、地域生活支援事業の「移動支援事業」「日常生活用具給付等事業」が比較的高く、そのほかは５％以下です。

知的障害者は、「生活介護」「短期入所」「日中一時支援事業」「移動支援事業」が20%以上です。また、「共同生活援助」も10%を超えています。

精神障害者は、「就労継続支援Ｂ型」「就労継続支援Ａ型」が６～７％台と比較的高く、そのほかは４％以下です。

今後利用したいサービスについてたずねたところ、多くのサービスで利用意向が利用率を

図表13　現在利用しているサービス（利用率）と今後利用したいサービス（利用意向）　　単位：％

区　分		身　体 (N=288)		知　的 (N=185)		精　神 (N=214)		難　病 (N= 80)	
		利用率	利用意向	利用率	利用意向	利用率	利用意向	利用率	利用意向
障害福祉サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	8.7	11.5	3.2	7.6	2.3	5.1	-	5.0
	重度訪問介護	1.0	3.8	-	2.7	-	1.4	-	3.8
	行動援護	1.0	1.0	7.0	6.5	-	3.3	-	1.3
	同行援護	3.1	3.5	-	1.1	0.5	1.4	-	-
	重度障害者等包括支援	1.7	4.2	1.1	2.2	0.5	1.9	-	1.3
	生活介護	7.6	5.6	30.8	9.2	-	2.3	-	3.8
	自立訓練	3.1	6.9	1.1	2.7	0.9	5.6	-	6.3
	就労移行支援	0.3	3.5	2.2	4.9	3.3	5.6	-	-
	就労継続支援Ａ型	5.2	5.2	5.9	5.4	6.5	7.9	-	1.3
	就労継続支援Ｂ型	1.7	1.4	5.9	6.5	7.5	3.3	-	1.3
	療養介護	0.7	2.4	0.5	0.5	0.5	1.4	-	2.5
	短期入所（ショートステイ）	5.9	6.3	20.0	15.7	-	2.8	-	1.3
	施設入所支援	2.4	6.9	8.1	9.7	-	1.9	-	2.5
	共同生活援助（グループホーム）	1.0	3.8	11.9	17.8	0.5	3.3	-	-
計画相談支援（サービス等利用計画）		9.4	5.2	20.5	7.0	6.1	4.7	-	3.8
地域生活支援事業	移動支援事業	8.7	10.4	24.3	14.6	1.9	3.7	-	5.0
	日中一時支援事業	4.9	3.1	31.4	11.9	0.5	2.3	-	2.5
	日常生活用具給付等事業	8.0	8.7	0.5	2.7	-	1.4	-	2.5
	意思疎通支援事業	2.8	4.2	-	0.5	-	0.9	-	-
	地域活動支援センター	2.1	3.5	4.9	2.7	2.8	4.7	-	3.8
	訪問入浴サービス	3.5	3.5	-	-	-	-	-	-
利用していない（利用予定はない）		66.0	53.5	31.4	21.1	70.6	61.7	98.8	88.8
無回答		6.3	16.7	5.4	34.1	7.9	19.6	1.3	3.8

上回っています。5ポイント以上高くなっているのは、知的障害者の「共同生活援助（グループホーム）」、難病患者の「居宅介護（ホームヘルプ）」「自立訓練」「移動支援事業」です（図表13）。

(3) 充実・改善してほしいサービス

充実・改善してほしいサービスをたずねたところ、全体では「就労継続支援Ａ型」「移動支援事業」が40件以上と多く、「短期入所（ショートステイ）」「施設入所支援」も35件以上となっています。

身体障害者では、「居宅介護（ホームヘルプ）」が19件と最も多く、「就労継続支援Ａ型」「移動支援事業」も15件以上です。

知的障害者では、「短期入所」「施設入所支援」「移動支援事業」「日中一時支援事業」が20件以上となっています。

精神障害者では、「就労移行支援」「就労継続支援Ａ型」「就労継続支援Ｂ型」が10件以上です。

図表14　充実・改善してほしいサービス　　単位：件

区　分		身　体 (N=288)	知　的 (N=185)	精　神 (N=214)	難　病 (N= 80)	合計 (N=767)
障害福祉サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	19	9	5	1	34
	重度訪問介護	5	4	3	1	13
	行動援護	2	6	4	1	13
	同行援護	7	2	4	1	14
	重度障害者等包括支援	3	2	3	1	9
	生活介護	12	18	3	1	34
	自立訓練	7	6	6	1	20
	就労移行支援	4	6	11	1	22
	就労継続支援Ａ型	16	14	12	2	44
	就労継続支援Ｂ型	3	11	14	2	30
	療養介護	6	3	1	1	11
	短期入所（ショートステイ）	13	22	3	1	39
	施設入所支援	11	21	3	1	36
	共同生活援助（グループホーム）	6	13	5	1	25
計画相談支援（サービス等利用計画）		3	4	3	1	11
地域生活支援事業	移動支援事業	15	23	4	1	43
	日中一時支援事業	8	22	2	1	33
	日常生活用具給付等事業	11	3	1	1	16
	意思疎通支援事業	7	2	3	1	13
	地域活動支援センター	4	6	5	1	16
	訪問入浴サービス	5	3	3	1	12

8　障害児のサービス

(1)　障害児のサービスの利用状況・利用意向

児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業の利用状況などをたずねたところ、68.9%が「利用している」と答えています。

就学状況別にみると、「利用している」は小学生が78.3%と最も高くなっています。就学前児童も76.3%と高く、「利用していないが、今後利用したい」も15.8%あります。

図表15　障害児のサービスの利用状況・利用意向

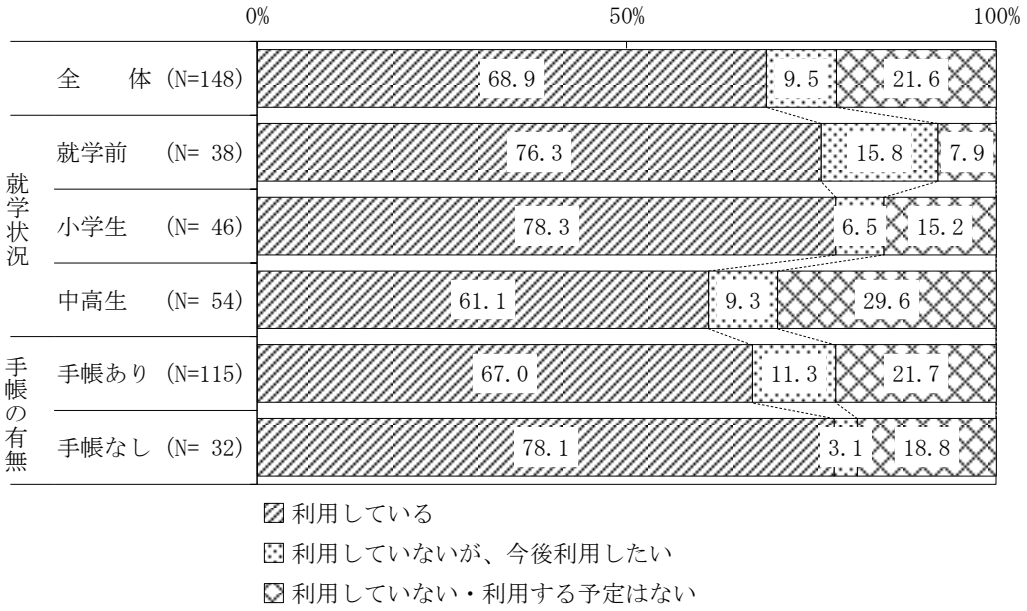

(2)　障害児の現在利用しているサービスと今後利用したいサービス

現在利用しているサービスとしては、就学前児童では「児童発達支援」が65.8%と最も高く、次いで「日中一時支援事業」（15.8%）となっています。

小学生では、「放課後等デイサービス」が76.1%と最も高く、次いで「日中一時支援事業」（28.3%）、「移動支援事業」（19.6%）の順となっています。

中高生では、「放課後等デイサービス」が50.0%と最も高く、「日中一時支援事業」「移動支援事業」も20%以上です。

今後利用したいサービスについてたずねたところ、「短期入所（ショートステイ）」が大幅に高くなっています。就学状況別では、就学前児童の「保育所等訪問支援」が10ポイント以上高くなっています。

図表16　障害児の現在利用しているサービス（利用率）と今後利用したいサービス（利用意向）　　単位：%

区　分		全　体 (N=148)		就学前 (N= 38)		小学生 (N= 46)		中高生 (N= 54)	
		利用率	利用意向	利用率	利用意向	利用率	利用意向	利用率	利用意向
障害児通所支援	児童発達支援	65.8	10.5	65.8	10.5	-	-	-	-
	医療型児童発達支援	7.9	7.9	7.9	7.9	-	-	-	-
	放課後等デイサービス	62.0	28.4	-	63.2	76.1	13.0	50.0	18.5
	保育所等訪問支援	1.4	5.4	2.6	13.2	2.2	2.2	-	-
障害福祉サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	2.0	4.7	5.3	5.3	-	2.2	1.9	5.6
	行動援護	2.7	7.4	-	7.9	2.2	6.5	5.6	7.4
	同行援護	-	3.4	-	2.6	-	2.2	-	3.7
	重度障害者等包括支援	-	2.7	-	2.6	-	2.2	-	1.9
	短期入所（ショートステイ）	1.4	22.3	2.6	21.1	-	17.4	1.9	29.6
	施設入所支援	-	6.1	-	2.6	-	4.3	-	9.3
障害児相談支援（障害児支援利用計画）		29.7	10.8	28.9	13.2	41.3	2.2	25.9	16.7
地域生活支援事業	移動支援事業	16.9	20.9	5.3	13.2	19.6	21.7	25.9	25.9
	日中一時支援事業	23.0	14.9	15.8	15.8	28.3	13.0	27.8	16.7
	日常生活用具給付等事業	2.0	4.7	2.6	5.3	-	4.3	3.7	3.7
	意思疎通支援事業	-	1.4	-	2.6	-	-	-	-
	訪問入浴サービス	-	2.7	-	2.6	-	2.2	-	1.9
利用していない（利用予定はない）		31.1	21.6	23.7	7.9	21.7	15.2	38.9	29.6
無回答		4.1	27.0	-	18.4	2.2	37.0	3.7	25.9

(3)　充実・改善してほしい障害児のサービス

障害児が利用するサービスで充実・改善してほしいものとしては、「放課後等デイサービス」が47件と最も多く、「児童発達支援」「短期入所（ショートステイ）」「移動支援事業」「日中一時支援事業」も20件以上となっています。

図表17　充実・改善してほしい障害児のサービス

区　分	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	居宅介護（ホームヘルプ）	行動援護	同行援護	重度障害者等包括支援	短期入所（ショートステイ）	施設入所支援	障害児相談支援（障害児支援利用計画）	移動支援事業	日中一時支援事業	日常生活用具給付等事業	意思疎通支援事業	訪問入浴サービス
件数	20	11	47	5	5	6	2	-	22	4	9	23	26	3	1	-

Ⅱ　第１期安城市障害児福祉計画の策定に係るアンケート

１　調査の概要

区　分	児童発達支援利用児調査	放課後等デイサービス利用児調査
調査対象者	市内の児童発達支援を利用している児童の保護者	市内の放課後等デイサービスを利用している児童の保護者
配布数（人）	50	175
回答数（人）	34	93
回答率（%）	68	53.14
調査期間	平成 29 年9月 15 日～平成 29 年9月 22 日	
調査方法	事業所を通して配布及び回収（無作為）	

２　児童発達支援利用児

(1)　年　齢

児童発達支援を利用している児童の年齢は、「３歳」「４歳」が高く、両者で70%以上を占めています。

図表18　年　齢

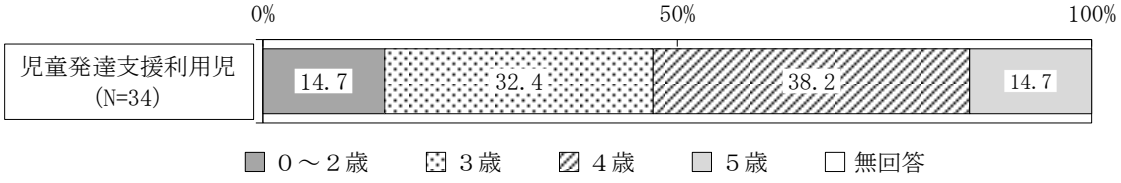

(2)　児童発達支援のほかに保育園や幼稚園に通っているか

児童発達支援事業所のほかに通っている保育園又は幼稚園があるかたずねたところ、5.9%（２人）が「通っている」と回答しています。

図表19　児童発達支援のほかに保育園や幼稚園に通っているか

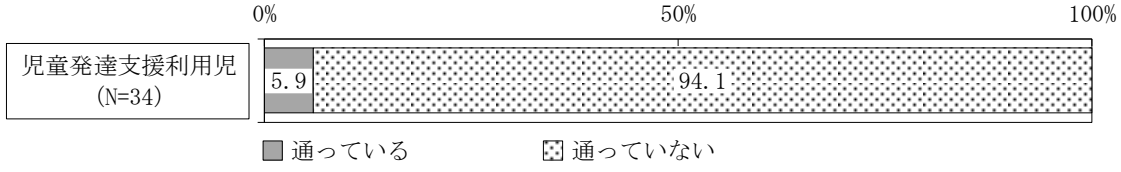

(3) 保育園や幼稚園に通わせたいか

今後、保育園や幼稚園に通わせたいと思うかたずねたところ、「思う」は61.8%、「思わない」が32.4%となっています。

図表20 保育園や幼稚園に通わせたいと思うか

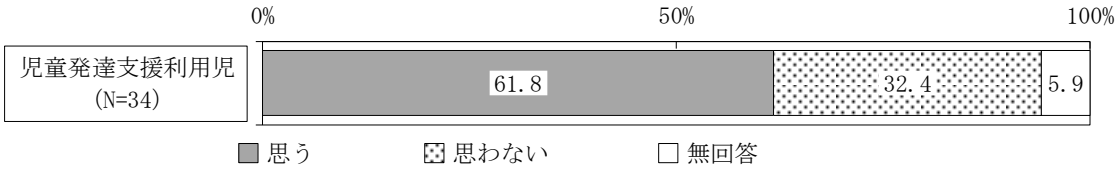

(4) 保育園や幼稚園に通わせたいと思わない理由

保育園や幼稚園に通わせたいと「思わない」理由についてたずねたところ、次の内容が記載されていました。

図表21 保育園や幼稚園に通わせたいと思わない理由

- 医療的、身体的ケアが出来ないため。
- 本人の成長にもよるとは思いますが、地域の園での生活は難しいと思います。
- 医療的、身体的ケアが不安。刺激的には良いと思う。園の開放には行ってます。
- 安城特別支援学校に行こうと思っているので、サルビア学園で療育して行こうと思っています。
- 本人の成長にもよるとは思いますが、地域の園での生活は難しいと思います。
- 今以上に通園する体力がまだないため。
- 保育園の生活についていけない。
- まだその段階ではないから。
- うちの子にはまだ行ける気がしないから。

(5) 就学後、児童クラブを利用したいか

就学後、児童クラブを利用したいと思うかたずねたところ、61.8%が「思う」と回答しています。

図表22 就学後、児童クラブを利用したいか

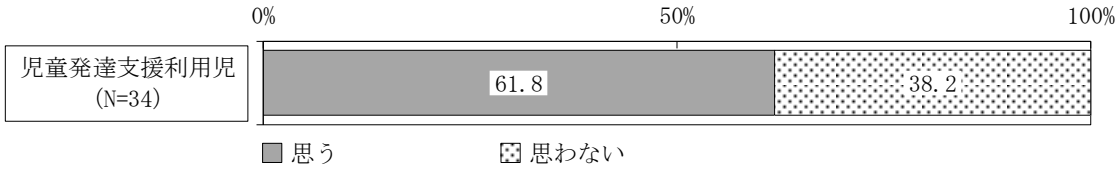

３　放課後等デイサービス利用児

(1)　年　齢

放課後等デイサービスを利用している児童を就学状況別に見ると、「小学校・小学部」が64.5%を占めています。

図表23　年　齢

(2)　児童クラブを利用しているか

授業後や土曜日などに児童クラブを利用しているかたずねたところ、6.7%（４人）が「利用している」と回答しています。

図表24　児童クラブを利用しているか（小学校・小学部）

(3)　児童クラブをいつ利用しているか

児童クラブを「利用している」と回答した人に利用状況をたずねたところ、４人すべてが「平日の授業後」を利用しているほか、「土曜日」「長期休業日（夏休み等）」がそれぞれ１人となっています。

図表25　児童クラブをいつ利用しているか（複数回答）

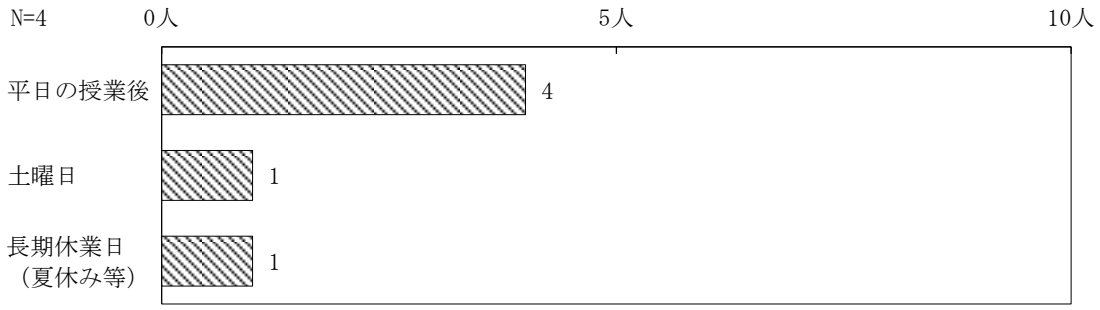

(4)　今後、児童クラブを利用したいと思うか

今後、児童クラブを利用したいと思うかたずねたところ、「思う」は35.0%（21人）となっています。

図表26　今後、児童クラブを利用したいと思うか（小学校・小学部）

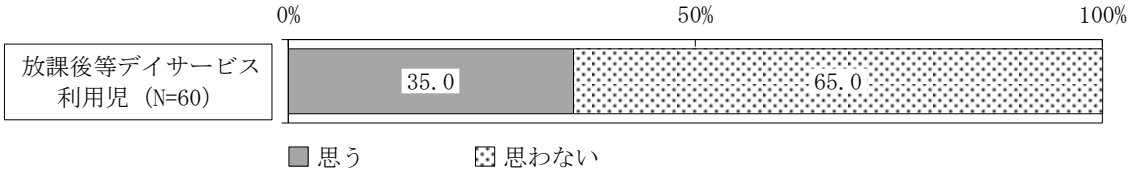

(5)　児童クラブを利用したいと思わない理由

今後、児童クラブを利用したいと「思わない」理由についてたずねたところ、次の内容が記載されていました。

図表27　児童クラブを利用したいと思わない理由

- 小さい子が多いから。
- 長男の時の児童クラブの先生方は、障害があっても安心して預けられましたが、次男の時、先生が変わり、途中から来られた方があまり子ども達の事を見ておらず、トラブル（他の子）が多かったです。預ける先生次第で利用したくなくなります。
- 来年卒業なので。新しい場所へは慣れるのに時間がかかる為、今の慣れたところがよい。
- 集団に対する指示が入りづらい為。
- 以前通所していたが、排泄が一人でできず周囲に迷惑がかかると思い、放デイに切り替えた。
- 児童クラブだと人手が少なく、安全に見守ることが難しいため。
- ５年生でみてもらえない。妹が児童クラブにいて別々にしてあげたい。
- 本人に合った支援を受けさせてもらえる所があるので。
- 家に人が常時いるため。
- 帰宅時に母が在宅しているし、放課後等デイサービスや習い事をしているので。
- 小１の頃よりデイサービスを利用しており、新しい場所に慣れるのに時間がかかるし、普通の子とうまくとけこめないため。
- 子どもに合ってないと思うので。
- 物足りない気がするので。
- 児童クラブは大人が少なく、子ども社会と聞くので、うちの子が過ごすには早すぎると考えるため。
- 放課後等デイサービスを利用しているため。
- 普通級の子どもたちと利用することになると成長もあるかと思いますが、他のトラブル本人のストレスなど不安・心配面が出てくるため。
- 事業所で本人が満足しているから。
- 児童クラブを利用するほど勤務時間が長くないため。
- 障害児童への配慮が十分にできるとは今の時点では考えられないから。
- 少人数でのんびり先生たちに関わってもらえる方が落ち着いているし、親としても安心する。
- 児童クラブは子どもに対し先生が少ない。
- 充実している放課後デイサービスを利用したいから。とても子どもの為になっていると思います。
- 今のところ仕事などで不在になることがないので。
- 放課後デイサービスの方が合っていると思うためです。利用させてもらえて、とてもありがたい。
- 健常者と一緒に過ごせるか不安。
- うちの子どもにとって有益な対応をしてもらえるのか不安なので。
- 障害児を預かってくれないから。

Ⅲ　用語解説

１　用語

【あ行】

一般就労

障害者が、一般企業への就職、在宅就労、自ら起業することをいう。

インクルージョン〔inclusion〕（ソーシャルインクルージョン）

「社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支え合う」という考え方であり、平成12年に厚生省（当時）がまとめた「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」にその推進を提言している。また、わが国が批准した障害者権利条約の原則の一つとしてあげられている。

インフォーマルサービス〔informal service〕

地域社会やボランティア等が行う非公式的な援助のこと。法律等の制度に基づいたサービスをフォーマルサービスと呼び、その対語として使われる。インフォーマルサービスは、要援助者の置かれた環境や状況に応じた柔軟な取り組みが可能である点が特徴といえる。

【か行】

基幹相談支援センター

総合的・専門的な相談支援の実施や地域移行・地域定着の促進の取組、権利擁護・虐待の防止等、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。

権利擁護

自らの意思を表示することが困難な知的障害者等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。

子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に成立した子ども・子育て関連３法に基づく、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めることを目的とした制度。

【さ行】

手話通訳者

重度の聴覚障害者・重度の言語障害者と障害のない人との意思伝達を援助する人。

重症心身障害児

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態にある子ども。

障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障害者を対象に、身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を行いながら、就業およびこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関。

障害者総合支援法

正式名称は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。平成17年に障害者自立支援法として成立し、平成24年の改正により名称も変更された。障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行うこと等を目的とする。

障害支援区分

障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障害者の心身の状態を総合的に示す区分をいう。全国統一の調査票による調査と医師の意見書の結果をもとに、市町村審査会が区分１から区分６等を判定する。

障害児通所支援

児童福祉法に基づくサービスで、平成23年の児童福祉法等の改正により、知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等の障害種別に分かれていた体系が、通所による支援は障害児通所支援、入所による支援は障害児入所支援に一元化された。

職親制度

知的障害者や精神障害者の社会復帰について理解と熱意がある事業経営者等が通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人を自己の下に預かり、将来自立できるような必要な訓練指導を行うこと。

自立支援医療

障害のある児童のための「育成医療」、身体障害者のための「更生医療」および精神障害者のための「精神通院医療」の総称。

自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として都道府県および市町村が設置する協議会。自立支援協議会は、サービス提供事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者で構成する。

身体障害者

身体障害者福祉法では、①視覚障害、②聴覚または平衡機能の障害、③音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害、がある人であって、都道府県知事または指定都市・中核市の市長から身体障害者手帳の交付を受けた人をいう。

精神障害者

精神疾患を有する人で、都道府県知事から精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人をいう。

精神通院医療

精神疾患を有する人が通院して治療を受ける公費負担医療をいう。

成年後見制度

知的障害者、精神障害者等で、主として意思能力が十分でない人の財産がその人の意思に即して保全活用され、また日常生活において、主体性がよりよく実現されるように、財産管理や日常生活上の援助をする制度。

【た行】

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域生活支援拠点等

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、様々な支援を切れ目なく提供できる体制を構築するもの。①相談支援、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門性、⑤地域の体制づくりの５つの機能が求められる。

地域包括ケアシステム

高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、地域の自主性や特性に基づき、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム。

地区民生委員・児童委員協議会

民生委員及び児童委員が、地域で調査、相談等の活動をするとともに、情報交換や相互連携を目的として月に一度、中学校単位で開催している。

知的障害者

知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるものをいう。

特別支援学校

障害がある児童生徒が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けることと、学習上または生活上の困難を克服し自立が図られることを目的とした学校。

【な行】

難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。障害者総合支援法では、法の対象となる「障害者」として358疾病を指定している。「難病の患者に対する医療等に関する法律」では、医療費の公費負担の対象となる指定難病として330疾病を指定している

【は行】

補装具

義肢、装具、車いす等のことで、①身体の欠損または損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計・加工されたもの、②身体に装着（装用）して日常生活または就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの、③給付に際して専門的な知見（医師の判定書または意見書）を要するものという３つの要件をすべて満たすものである。

ボランティア〔volunteer〕

社会福祉において、無償性、善意性、自発性に基づいて技術援助、労力提供等を行う民間奉仕者をいうが、「有償ボランティア」という言葉も使われている。

【や行】

要約筆記者

所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、難聴や中途失聴の人のために要約筆記を行う人。要約筆記とは、難聴や中途失聴の人のための意思疎通を図る手段で、話し手の内容を筆記して難聴や中途失聴の人に伝達するものである。

２　障害保健福祉圏域

本市は、碧南市、刈谷市、西尾市、知立市、高浜市との６市で構成する西三河南部西障害保健福祉圏域に属しています。本市単独では整備が難しい施設や、実施主体が県等となっている事業については、圏域での整備や調整を図るとともに、県への要望を行っていきます。
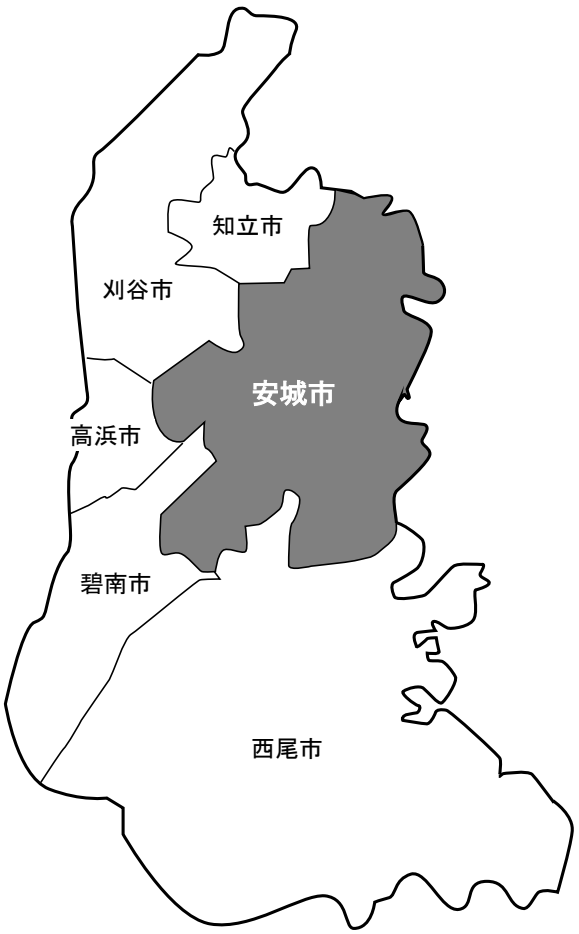
【西三河南部西障害保健福祉圏域】